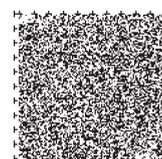


# 第4次堺市障害者長期計画



このマークは音声コード  
です。専用機器をご使用  
いただくと音声で掲載内  
容をご確認いただけます。



平成27年3月

 **堺市**  
SAKAI CITY



## はじめに



堺市では、平成18年3月に「障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き活きと輝いて暮らせる社会の実現」を基本理念として、「第3次障害者長期計画」を策定いたしました。

この計画のもと、平成24年4月には、本市の障害者福祉の拠点となる「堺市立健康福祉プラザ」を開所し、また、障害者のワンストップ相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」を区役所に設置するなど、さまざまな取り組みを展開し、障害者施策の充実に努めてきたところです。

一方、国におきましては、「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）、「障害者自立支援法」の改正（平成24年4月施行）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成24年10月施行）、「障害者自立支援法」にかわる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行（平成25年4月）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成28年4月施行予定）など法整備を進め、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」を批准し、2月から効力が発生するなど、障害者福祉を取り巻く環境は、大きく変化しております。

特に、障害者差別解消法においては、国・地方公共団体や民間事業者に、障害を理由とした差別的取り扱いや権利侵害が禁止され、社会的障壁を取り除くための合理的配慮が義務付けられました。

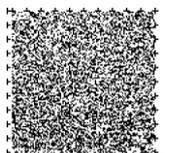
こうした社会背景や国の新たな方向性に対応すべく、本市では「第3次障害者長期計画」の基本理念を継承し、「障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重」「ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した支援の展開」「社会的障壁の除去、必要かつ合理的な配慮の行きわたる共生社会づくり」を基本方針として、「第4次堺市障害者長期計画」を策定いたしました。

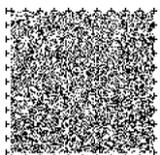
本計画の推進により、障害者をはじめとするすべての市民が暮らしやすい堺市を実現してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、「堺市障害者施策推進協議会」及び「障害者長期計画専門部会」に参画いただき、貴重なご意見・ご提言をいただきました委員各位をはじめ、ご尽力いただきました方々に心からお礼を申し上げます。また、今後の計画推進に向けましても、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

平成27年3月

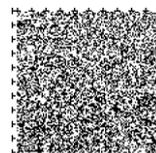
堺市長 竹山 修身





## <目次>

<b>第 1 章 計画策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 計画策定の背景	1
2 計画の性格	2
3 計画の対象	2
4 計画期間	2
<b>第 2 章 計画の基本的な考え方</b>	<b>3</b>
1 基本理念	3
2 取り組みの基本方針	4
3 施策の展開	5
<b>第 3 章 施策の推進</b>	<b>7</b>
1 差別の解消と権利擁護	7
[1-1] 障害者虐待の防止、障害者差別の解消、権利擁護の推進	7
[1-2] 障害の理解・啓発	9
[1-3] 情報提供の充実	11
[1-4] 消費者としての障害者の保護の推進	13
[1-5] 選挙・投票における環境の整備	15
2 地域生活	18
[2-1] 医療・リハビリテーション、介護、保健、障害児支援施策の充実	18
[2-2] 手当等や減免制度の推進	23
[2-3] 暮らしの場の整備	24
[2-4] 相談支援体制の充実・障害者の家族への支援	26
[2-5] 防災及び防犯の推進	29
3 社会参加、教育、就労、まちづくり	33
[3-1] 障害者の社会参加・地域社会における共生	33
[3-2] インクルーシブ教育に向けた教育体制の充実	34
[3-3] 文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションの推進	36
[3-4] 就労の機会確保、優先雇用、安定雇用の促進	39
[3-5] 公共的施設のバリアフリー化の推進	41



## 第4章 計画の推進と進捗管理 ..... 44

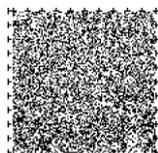
- 1 計画推進の基本的な考え方 ..... 44
- 2 計画の推進体制 ..... 44
- 3 計画の普及・啓発 ..... 45
- 4 計画の進捗管理と評価 ..... 45

## 参考資料 ..... 46

- 1 障害者の状況 ..... 46
- 2 堺市障害者等実態調査の概要 ..... 53
- 3 用語説明 ..... 61
- 4 計画策定体制および策定経過 ..... 68
- 5 根拠法および関連法 ..... 76

※本文中、\*印のついている用語は、「参考資料」に用語説明（61～67ページ）を掲載しています。

- ※【表紙挿絵】 上から「いっぱいのお」 絵画提供：横山 温思（よこやま あつし）氏  
「働く人」 絵画提供：三井 吉彦（みつい よしひこ）氏  
「バーベQ」 絵画提供：大江 理恵（おおえ りえ）氏
- ※【ページ下挿絵】 「はな電車」 絵画提供：甬 一馬（かど かずま）氏

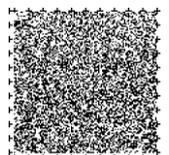


# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

- わが国の障害者施策は、ライフステージの全段階において全人間的復権をめざす「リハビリテーション」、障害のある人もない人も共に一緒に暮らし、活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障害者の「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みとして進められてきました。近年、この理念をめざした大きな動きとして、平成18年（2006年）に採択された国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が位置づけられます。わが国では、その批准に向けた国内法の整備が進められ、平成26年1月20日に批准され、2月19日から効力が発生しています。
- 基本的な法律としては、「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）、「障害者自立支援法」の改正（平成24年4月施行）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成24年10月施行）、「障害者総合支援法」の制定（平成25年4月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成28年4月施行予定）などがあります。
- 「障害者基本法」では、障害者の定義が見直され、「個人の機能障害に原因があるもの」とする「医学モデル」から「障害（機能障害）及び社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」に大きく転換しました。また、障害者権利条約における「合理的配慮」\*の概念により、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える共生社会の形成に向けて積極的に取り組むこととなります。
- 本市では、これまで、こうした国の動向なども踏まえながら、障害者施策の充実に努めてきました。平成24年4月には、本市の障害者福祉の拠点となる「堺市健康福祉プラザ\*」が開所し、また、障害者の生活支援において重要な役割を果たす相談支援の充実にめざし、各区に障害者基幹相談支援センター\*を設置し、相談支援体制の再編を行いました。さらに、障害福祉サービス基盤の充実、障害者の就労支援、権利擁護や虐待対応など、さまざまな取り組みを展開してきました。しかしながら、本市における共生社会の実現に向けては、まだ多くの課題が残されています。
- こうした社会背景や国の計画に示される新たな方向に対応し、障害者を取り巻くさまざまな課題に対する取り組みの一層の充実が求められることから、前計画を見直し、障害者をはじめとするすべての市民が暮らしやすい堺市を実現するための基本指針として、本計画を策定するものです。

\*「合理的配慮」とは、障害者が他の人と平等にすべての人権や基本的自由を保障するために行う、過重な負担がかからない範囲での必要な変更や調整のことです。（川島聡＝長瀬修 仮訳（平成20年5月30日）付）



## 2 計画の性格

- 本計画は、障害者基本法に基づく本市の障害者長期計画であり、障害者施策を推進するにあたっての基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにするとともに、今後の障害者福祉に関わる行政運営の指針とするものです。
- また、総合計画である「堺21世紀・未来デザイン」やマスタープランの「さかい未来・夢コンパス」を踏まえるとともに、「堺市人権施策推進計画」、「さかい男女共同参画プラン」、「堺あったかぬくもりプラン（地域福祉計画）」、「堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「健康さかい21」、「堺市子ども青少年育成計画」等の関連計画との整合にも留意するものです。
- なお、障害者福祉における障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の必要な見込量とその確保のための方策、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標等については、障害者総合支援法において、障害福祉計画で定めることが義務づけられていることから、本計画との整合のもとで、障害福祉計画において定めます。

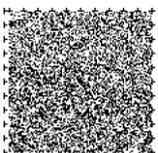
## 3 計画の対象

- 本計画は、本市におけるすべての障害者（障害児を含む）を対象とします。この計画で「障害者」とは、障害者基本法の定義に基づき、心身の機能の障害と社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当の制限を受ける状態にある人を意味します。なお、社会的障壁とは、障害者が生活をしていくうえで障壁となる事物、制度、慣行、観念など一切のものをさします。

## 4 計画期間

- 計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成35年度（2023年度）までの9年間とします。
- また、計画期間は、平成27年度～29年度を前期、平成30年度～32年度を中期、平成33年度～35年度を後期として3期に区分し、障害福祉計画と連動して推進します。

年度(和暦)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
障害者長期計画 (障害者基本法)	第3次長期計画									第4次長期計画								
障害福祉計画 (障害者総合支援法)	第1期			第2期			第3期			第4期			第5期			第6期		



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

- 本市がめざすべき共生社会の目標像として、前計画の基本理念を継承し、次のように定めます。

#### 障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと 生き活きと輝いて暮らせる社会の実現

- 基本理念の趣旨は以下のとおりです。

- 「**障害者が住み慣れた地域で、主体的に**」暮らすことのできる社会とは、

障害者がその生活・人生を尊重され、その人にとって、必要なサービスや支援を活用しながら、地域の中で自らの意思で自立した生活を送ることができる社会を表しています。

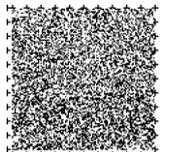
- 「**共生、協働のもと**」で暮らすことのできる社会とは、

障害に対する正しい理解と認識、一人ひとりの個性と人格を尊重する人権意識が社会全体に行きわたり、障害の有無に関わらず、誰もが地域の中で主体性をもってあたり前に生活できる社会、また、そうした地域を障害者、地域、行政が共につくる社会を表しています。

- 「**生き活きと輝いて暮らせる**」社会とは、

上記の地域社会が実現され、障害者が地域の中で安心して、心豊かに暮らしながら、それぞれの個性や能力を発揮し、生きがいをもって輝いて生きることのできる社会を表しています。

なお、「生き活き」とは、誰もが元気で、活力のある質の高い生活の実現の願いを込め、このような表記にしています。



## 2 取り組みの基本方針

- 基本理念の実現に向けた取り組みを進めるにあたり、その基本方針を次のように定めます。

### 障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重

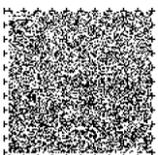
- 人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、自己決定権をもち、社会において幸福な生活を営むために重要な権利です。本市では、誰もが自由で平等に社会に参加・参画し、喜びや生きがいを感じながら生活のあらゆる場面でお互いの人格を認め合う人権感覚にあふれたまちの実現をめざしています。
- 障害者に対する差別は、重大な人権侵害であり、その解消に向け、社会全体で取り組んでいく必要があります。また、自ら意思表示や意思決定する、障害者の自己決定権の尊重も重要です。施策展開にあたっては、障害者の人権、自己決定権の最大限の尊重に留意しながら取り組みを進めます。

### ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、 個人を尊重した支援の展開

- 人は、誰もが人間としてかけがえのない存在であり、個性を持った存在です。障害者への支援は、それぞれの個人に寄り添う形で展開されなければなりません。障害者それぞれのライフステージや障害の状態、障害特性、生活の状況などに応じて、必要な支援がとぎれなく、障害者の自立と社会参加の支援という展望のもとで、適切に提供されるようにしていくことが必要となります。
- このためには、福祉、教育、保健、医療、労働など、質的、量的な拡充をはじめ、支援に関わるさまざまな分野が有機的に連携するとともに、コーディネート等の機能も求められます。また、発達障害、高次脳機能障害、難病等により支援を必要とする人へも、「制度の谷間」を埋めるために、支援が行き届くような対応も重要となります。施策展開にあたっては、障害者の個人を尊重し、個々に応じた適切な支援に配慮しながら取り組みを進めます。

### 社会的障壁の除去、必要かつ合理的な配慮の行きわたる共生社会づくり

- 障害者は、その障害ゆえに、生活にさまざまな困難を抱えています。それに加え、社会のさまざまな領域に存在する障壁が、障害者の生活を制限・制約するものとなっています。こうした障壁は、ハード面のみならず、社会慣行や人々の考え方などのソフト面にも存在します。障害者の社会参加や生活の安心において、こうした社会的障壁を取り除いていくこと（アクセシビリティの向上）が必要となります。
- 社会的障壁は、明らかに障害者差別として認識されるものもありますが、一見してわかりにくいものもあります。障害者に対する必要かつ合理的な配慮がなされないことは障害者差別であり、それは解消されなければなりません。施策展開にあたっては、社会における合理的配慮の促進に留意し、取り組みを進めます。



### 3 施策の展開

- 本計画における施策は、以下に示す分野体系に沿って展開するものとします。

#### ①差別の解消と権利擁護

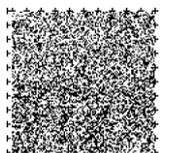
- 共生社会の実現に向け、障害理解の促進のために、市民啓発等に取り組むとともに、障害者差別の解消に向けた取り組みや、成年後見制度\*など権利擁護のしくみの充実を図ります。また、重大な人権侵害である障害者虐待に対し、その防止・解決に向けた取り組みを推進します。
- さらに、障害者の権利として、情報へのアクセスの向上、消費者としての権利擁護、選挙で投票しやすい環境づくりの取り組みを充実するなど、障害者の権利が守られ、合理的配慮の普及したまちづくりを展開します。

#### ②地域生活

- 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域での暮らしの場の確保、自立生活に必要なサービスや医療等が適切に供給される基盤の整備を推進します。
- 障害者の個々の状況に応じたサービスの充実を図るとともに、相談支援等を通じて、一人ひとりの障害者を中心とし、障害者が自らの意思で選択し、望む暮らし方の選択ができるよう取り組みを進めます。
- また、障害者を災害や犯罪等から守り、安全・安心な暮らしを確保するために、防災や防犯の取り組みを推進します。

#### ③社会参加、教育、就労、まちづくり

- 共生社会の実現に向け、社会のさまざまな領域における障害者の参加・参画を促進します。
- 障害者の社会参加、生きがい、経済的自立において重要な役割を持つ就労については、個々の障害者の適性や能力などの状況に応じた、福祉的就労も含めた多様な就労の場の充実、就労支援の拡充に向けた取り組みを推進します。
- また、自立と社会参加の基盤をつくる役割を担う教育に関しては、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、一人ひとりの特性に配慮しながら、子どもたちが共に学び、成長する中で個性と可能性を伸ばすことができるように教育体制の充実を図ります。
- さらに、地域活動、ボランティア、文化芸術、スポーツなど、さまざまな活動に挑戦する障害者を支援するとともに、バリアフリー化など障害者に配慮したまちづくりに向けた取り組みを推進します。

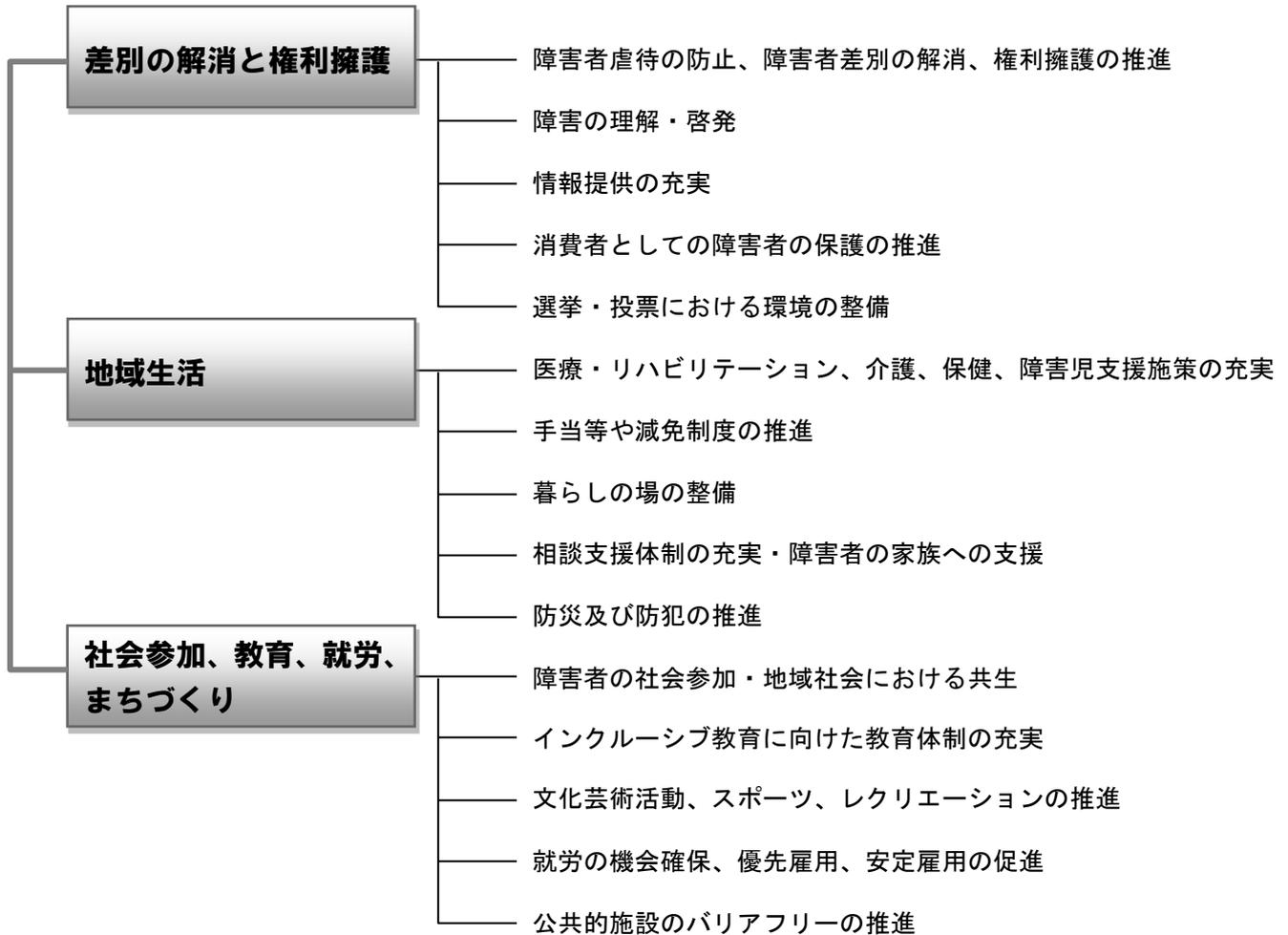


## <施策体系>

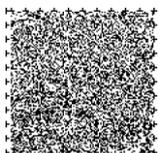
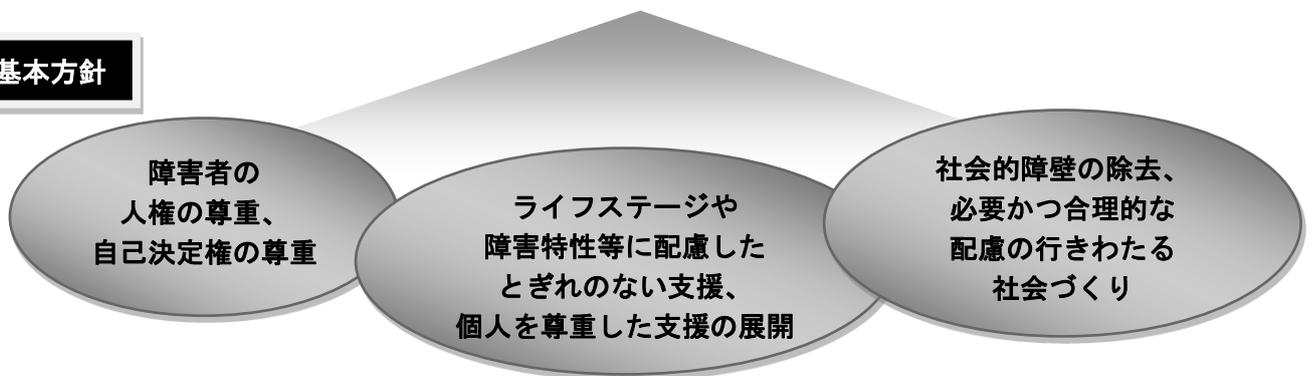
### 基本理念

**障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと  
生き活きと輝いて暮らせる社会の実現**

### 施策の展開



### 基本方針



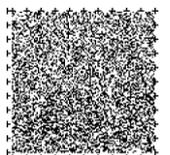
# 第3章 施策の推進

## 1 差別の解消と権利擁護

### [1-1] 障害者虐待の防止、障害者差別の解消、権利擁護の推進

#### 現状と課題

- ◇障害者への虐待は、障害者に対する深刻な権利侵害であり、障害者の生活を脅かし、自立や社会参加を大きく損なうものです。障害者の尊厳を守り、地域生活を支えていくために、障害者虐待の防止に取り組んでいく必要があります。
- ◇平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行され、本市では、「障害者虐待防止対応チーム」を設置し、24時間体制での通報の受け付け、障害者虐待の防止、早期発見、迅速・的確な対応に取り組んでいます。通報が義務化されたことなどにより、今後も通報件数は増加するものと想定され、一層の体制の充実に取り組んでいくことが必要と考えられます。
- ◇平成22年度に実施した「堺市障害者等実態調査」（以下「実態調査」という。）によれば、4割以上の障害者が、障害があることによる差別や嫌な思いの経験をしており、特に知的障害者で高い割合となっています。障害者差別の禁止に向け、一層の取り組みを進めていく必要があります。
- ◇平成23年8月に施行された「改正障害者基本法」では、障害者は権利の主体であり、社会が障害者に対する「合理的配慮」を行っていくべきことが明確化されました。こうした考え方は、平成25年6月に制定された「障害者差別解消法」に盛り込まれ、障害を理由とした不当な「差別の禁止」とともに、「合理的配慮」について、行政などの公共機関が率先して取り組んでいく必要があります。
- ◇障害者の権利が守られ、安心して地域生活を送っていくうえで、成年後見制度\*などの権利擁護のしくみが大きな役割を果たしています。今後、介護家族の高齢化などを背景に、利用はさらに増えていくものと考えられます。一方、「実態調査」によれば、4割以上の障害者が制度を知らない（聞いたことがない）と回答しており、引き続き制度の普及啓発が課題であると考えられます。



◇本市では、高齢者や障害者等の権利擁護の拠点として、権利擁護サポートセンター\*を設置し、判断能力が十分でない人の権利擁護や財産管理に関する法律的な相談、成年後見制度\*の利用などの相談・支援を行うほか、市民後見人の養成・支援を行うなど、権利擁護に関する取り組みを関係機関等と連携して実施しています。また、日常生活自立支援事業\*の活用推進や、人権相談などを通じて障害者の権利擁護に取り組んでいます。障害者の自己決定権の尊重、障害者の権利が侵害されないよう一層の充実を進めていくことが必要と考えられます。

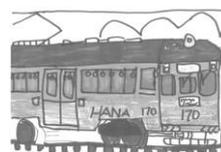
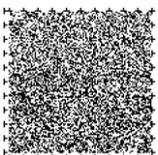
## 施策の取り組み方向

### ①障害者虐待の防止

- ★障害者虐待防止対応チームの体制整備を進めるとともに、障害者虐待の早期発見・防止のため、迅速な対応と的確な支援などの充実をめめます。
- ★障害者虐待防止対応チームが地域の関係機関や弁護士等の専門家と連携し、事実確認など互いに協力しながら、対応する組織力の一層の強化を進めます。
- ★障害者に対する虐待の禁止や、その重要性の理解、防止施策についての協力など、広く市民への周知や啓発活動を行います。
- ★障害福祉サービス事業所、施設、病院、学校、企業等への障害者虐待防止・対応の周知・啓発を進めるための研修などを実施し、堺市障害者虐待初動期対応チェックリストなどのマニュアル、チェックリスト等についての普及を進めます。

### ②障害者差別解消に向けた取り組みの推進

- ★障害者差別の禁止に向け、引き続き人権啓発などの取り組みを進めるとともに、障害者差別に該当する行為や、障害者への直接的差別、間接的差別、「合理的配慮」の欠如などの具体的な差別類型等について、広く市民への周知・啓発を行います。
- ★学校等において、障害者差別の禁止に向けた人権教育、福祉教育の充実をめめます。
- ★企業等に対し、採用や就業などにおける障害者への配慮や、「合理的配慮」の考え方の周知・啓発を進めます。
- ★障害者差別解消法の平成28年度施行に向け、整備される国の基本方針の動向も踏まえながら、市として「合理的配慮」に基づく障害者差別の解消に向けた取り組みを率先して推進していきます。



### ③権利擁護の基盤の充実

★権利擁護サポートセンター\*における成年後見制度\*の利用相談・支援をはじめ、日常生活の金銭管理等に不安のある障害者への支援として、日常生活自立支援事業\*などの障害者の権利擁護に関する支援の充実に務めるとともに、周知・啓発を引き続き推進し、障害者やその介護者等への普及を図ります。

★市民の啓発活動を通じた人権意識の向上と、人権相談などによる地域での権利擁護を進めます。

## [1-2] 障害の理解・啓発

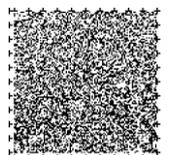
### 現状と課題

◇「実態調査」によれば、障害者の暮らしやすい社会づくり・まちづくりにおいて、行政が推進すべき取り組みとして、「地域住民の障害者への理解を深める啓発」をあげる意見が最も高い割合となっており、障害の理解・啓発への取り組みのさらなる充実を求める声が多く寄せられています。施設や精神科病院からの退所・退院者の地域移行・地域定着を促進し、障害者が安心して地域で暮らすことができる社会をつくっていくためには、市民の障害への理解を深めていくことが重要となります。

◇本市では、障害への理解を市民に広く呼びかけるため、毎年12月の障害者週間\*において、街頭キャンペーンや、健康福祉プラザ\*での障害者週間フェスティバル・市民のための福祉講座、大阪府等と連携した大阪ふれあいキャンペーンなどの取り組みを展開しています。また、発達障害啓発週間\*などの機会においても、さまざまなイベント等を実施しています。市民がイベント等に楽しみながら参加したり、障害に関心を持ってもらえるような情報発信をする中で、障害への理解を深めることができるよう、今後も内容を充実させていくことが必要です。

◇地域や学校の間などを通じ、障害への理解を深めていくために、出前講座や精神保健福祉セミナーなどを通じた障害福祉分野の学習機会の提供、ボランティア体験やキャップハンディ\*などによる障害理解の促進などを進めています。多くのメニューが用意されており、今後もさまざまな機会を通じ、地域や学校などへの働きかけを強化するとともに、学習ニーズにきめ細かく対応できる講座内容の充実や、多くの人が参加できる学習機会の拡充などを進めていく必要があります。

◇本市では、健康福祉プラザ\*の各センターにおいて、体験や交流による多様な啓発活動が展開されるようになってきているほか、見学等の受入れなどを通じて学校等との連携も進んでいます。しかし、学校等への障害当事者の講師派遣依頼など、障害理解・啓発に関するさまざまなニーズに十分対応できていない現状もあり、健康福祉プラザ\*を市民の障害理解・啓発を進める中核的拠点



と位置づけ、その機能の一層の充実を図っていく必要があります。

◇さまざまな媒体を活用し、幅広く啓発を進めていくために、本市では、障害者の人権に関する啓発ビデオ等の学習活動等への貸出し、広報さかいの紙面を活用した啓発記事の掲載などを実施しています。市民がさまざまな媒体を通じて障害の知識を得、理解を深めていけるように、活用媒体や手法の多様化、コンテンツ\*の一層の充実を図っていくことが求められます。

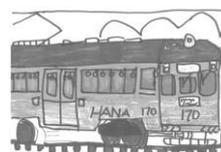
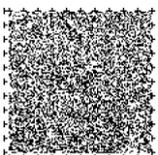
## 施策の取り組み方向

### ①地域や学校などにおける啓発の推進

- ★障害の理解・啓発の推進にあたっては、障害の個別性などにも留意しながら、障害に対する正しい理解、幅広い関心が得られるように事業展開を図るとともに、語り部活動など障害当事者による活動を促進します。
- ★地域住民の障害理解を促進し、障害者との共生を進めていくために、出前講座などを通じた地域における障害理解・啓発の取り組みを推進します。地域の民生委員児童委員や自治会をはじめ、企業や行政機関なども含め、地域やそれぞれの団体等の実情やニーズに応じた適切な学習機会の提供に向け、講座内容などの充実を図ります。
- ★子どもたちが障害に関する正しい知識を持ち、障害への理解を深めていけるように、学校等と連携した取り組みを推進します。語り部活動、ボランティア体験やキャップハンディ\*などさまざまな方法によって、子どもたちが障害を身近に感じ、自ら考えていけるような福祉教育の展開を進めます。特に幼児期における体験は重要であることから、保育所や幼稚園との連携を進め、子どもたちが地域の中で障害者と接しながら、障害を理解していくことができるような機会を充実します。
- ★各種広報紙や映像・音声メディアなど多様な媒体を活用し、障害者の人権尊重や障害への理解などをテーマとする広報・啓発を進めます。
- ★さまざまな障害に関する市民向けセミナーなどの機会を一層充実するとともに、正しい知識などの普及・啓発に向け、障害当事者による語り部活動等との連携、多様な媒体の活用、効果的な手法を研究し、市民にわかりやすく伝える方法で実施します。

### ②障害者週間等による展開

- ★障害者週間\*等における障害理解のための啓発イベントや講座等の一層の充実を図り、多くの市民が楽しんでイベントに参加するなかで、障害についての理解を深めることができるような取り組みを推進します。



★障害者週間\*等を広く周知するために、関係機関との連携を進めます。多くの人が集まる商業施設、集客施設、公共交通機関等と協力しながら、より多くの市民が障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうための取り組みを展開します。

### ③健康福祉プラザにおける啓発活動の充実

★健康福祉プラザ\*内に啓発事業のコーディネートを行う機能を充実し、障害当事者の意見等を取り入れながら、障害理解・啓発事業の企画、市民への情報発信、地域や学校等への働きかけや障害理解・啓発に関する相談対応、ニーズに応じた障害当事者や各障害の専門家の講師派遣などを展開します。

★取り組みを進めるために、健康福祉プラザ\*において市内外の専門機関や障害者団体等との連携体制を強化し、さまざまな障害に関して専門的な内容も含めた啓発活動の充実や、障害当事者による講師派遣機能の充実などを図ります。

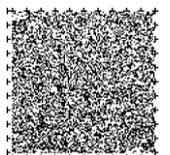
## [1-3] 情報提供の充実

### 現状と課題

◇社会生活において、必要な情報が入手できることは生活の基盤です。障害の有無に関わらず、求める情報に誰もがアクセスできる社会をめざしていくことが求められています。障害者はコミュニケーションや情報へのアクセスに困難を抱えている場合も少なくないことから、コミュニケーションの支援や情報提供手段の充実を図っていくことが重要となります。

◇本市ではこれまで、主に視覚障害者、聴覚障害者を対象として、視覚・聴覚障害者センターの整備をはじめ、情報保障の充実に向けた取り組みを進めてきました。視覚・聴覚障害者センターを健康福祉プラザ\*内に設置し、点字図書館と聴覚障害者情報提供施設で構成しています。本市における視覚障害者・聴覚障害者への支援の拠点施設であり、視覚障害者・聴覚障害者の情報アクセスの保障への支援を行っています。今後も障害者のニーズ等を踏まえながら、機能の一層の充実を図っていく必要があります。

◇また、本市では、各区への聴覚障害者相談員の配置や、重度障害で意思疎通に困難がある障害者が入院する際に、ホームヘルパーやガイドヘルパーをコミュニケーション支援者として病院に派遣する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の実施など、必要な場面でコミュニケーション支援が得られる支援体制の充実に取り組んでいます。しかし、すべての窓口で手話での対応ができていないなど、公共施設等におけるコミュニケーションの保障は十分であるとは言えず、障害者差別解消法の施行による「合理的配慮」の推進も踏まえ、視覚障害者、聴覚障害者はもと



より、コミュニケーションに困難を抱える個々の障害者に適切に対応できるような取り組みを進めていく必要があります。

◇行政情報の発信に関しては、市のホームページについて、文字の大きさの変更や色の変更、音声読み上げやルビ機能などへの対応の配慮を行っているほか、「広報さかい」の点字版・音声版を作成し、視覚障害者、聴覚障害者への情報提供を行うなどの取り組みを進めてきました。また、市からの郵便物の点字化、市のイベントに手話通訳者・要約筆記者を配置するなどの配慮も行っています。しかし、行政情報全体から見れば、このような対応を行っている情報はまだ一部に限られており、全庁的に、情報保障に向けた体制の整備に一層取り組んでいく必要があります。

◇知的障害者などへの情報を保障するため、わかりやすい文書の表記に関する刊行物などの発行は、まだ不十分であるため、情報の格差が生じていることが課題となっています。

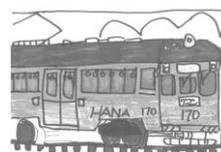
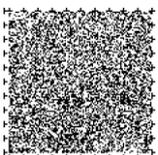
## 施策の取り組み方向

### ①すべての障害者への情報提供の保障

- ★市のホームページにおいては、障害者をはじめさまざまな環境で利用されていることを考慮し、アクセシビリティ（だれでも使えること）やユーザビリティ（使いやすさ）の向上に継続的に取り組みます。
- ★日常生活用具の情報・意思疎通支援用具や、補聴器などの補装具、福祉電話の給付など、情報機器の充実により、情報の保障に努めます。
- ★市の情報を提供するにあたって、点字ガイドや音声ガイド、絵文字・絵記号等を用いたわかりやすい表示の普及について、障害者差別解消法の「合理的配慮」への対応を踏まえ、障害者への情報提供の保障に向けて、配慮の事項を全庁的なルールとすることを、早急に検討します。
- ★イベントや会議等において、個々の障害者に応じたコミュニケーションの支援に関わる者を主催者側より配置することに努めます。

### ②視覚・聴覚障害者への情報支援機能の充実

- ★健康福祉プラザ\*の視覚・聴覚障害者センターを視覚・聴覚障害者の情報保障の拠点と位置づけ、その機能の充実を努めます。点字・録音図書、字幕・手話ビデオなどの一層の整備を進めるとともに、図書館等との連携を通じて情報提供機能の強化を図るなど、情報保障の機能を充実します。
- ★コミュニケーションに役立つ情報機器やソフトなどの紹介・活用法の講座、中途障害者等を対象にした点字講座や手話講座などを開催し、障害者がさまざまな情報媒体を活用してコミュニケーションが保障できるように支援を進めます。



- ★障害者の個々の状況に応じて適切な情報提供ができるように、視覚・聴覚障害者センターに蓄積している情報のテキストデータや音声解説CD、大活字版等への対応を進めるなど、情報媒体の多様化を推進します。
- ★視覚・聴覚障害者センターには、視覚・聴覚障害に関する専門的な職員を配置し、相談対応を充実するとともに、行政機関や地域の相談支援機関等と連携し、視覚・聴覚障害者が地域生活において適切に情報を入手・活用できるように、きめ細かい支援を行います。
- ★点訳・音訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者等の養成を強化します。ボランティア等の育成のほか、行政機関や障害福祉サービス事業所の職員等への研修を充実します。また、盲ろう者の通訳者や介助員の養成研修の充実に取り組みます。

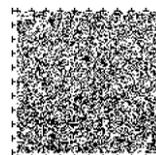
### ③コミュニケーション支援を担う人材の育成

- ★コミュニケーションに支援が必要な障害者に対しては、その支援を行うことのできる人材が重要であるため、障害特性に応じたコミュニケーション支援者のさらなる人材の育成を推進します。
- ★障害の種別に関わらず、行政機関や障害福祉サービス事業所の職員、市民後見人などを対象に、障害者の権利保障の一環としての研修等を実施し、さまざまな場面で障害者の特性に応じた意思疎通を支援できる人材育成に取り組みます。

## [1-4] 消費者としての障害者の保護の推進

### 現状と課題

- ◇近年、悪質商法の巧妙化、重大な製品事故や食品の偽装表示など、消費者が被害に遭う事件・事故が後をたちません。これは地域に暮らす障害者においても例外ではありません。特に障害を理由として、情報の入手や意思表示、判断、コミュニケーション等に支援を必要とする場合があり、消費者被害に巻き込まれたり、被害が大きくなる場合があります。ネットショッピングの普及などで消費生活が複雑化しているなか、消費者としての障害者を保護していくことは今後一層重要になると考えられます。
- ◇消費者保護の制度としては、平成21年に消費者庁が設立され、同年に施行された「消費者安全法」では、地方公共団体が消費者からの消費生活相談に応じることや、その処理のためのあっせんを行うこと等が規定されました。平成22年3月には国における「消費者基本計画\*」が策定されています。



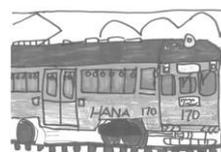
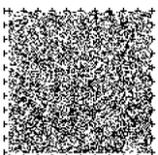
◇本市では、これらの動向も踏まえながら、市民の消費生活の安定と向上を図るため、平成22年4月より「堺市消費生活条例」を施行し、消費者の権利の実現や消費者の自立支援、消費者被害の救済に向けた施策について規定するとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年3月に「堺市消費者基本計画\*」を策定しています。その具体的な取り組みとして、消費生活センターを中心に、消費生活専門相談員\*による消費生活相談や、消費者啓発・教育などを推進しています。

◇しかしながら、これらの取り組みにおいて、障害者の視点が十分に反映されているとはいえない現状が見られます。消費生活センターと障害者基幹相談支援センター\*、権利擁護サポートセンター\*等の関係機関における連携体制をさらに強化していくことが求められます。また、複雑化・巧妙化する悪質商法の手口や、消費者被害のさまざまな実態、また、被害防止や救済制度等の情報を、障害者に適切に届けることについても課題があります。障害者が地域で安心して暮らすためには、消費生活における安全・安心を確保することがたいへん重要であり、消費者としての障害者の保護に向けた取り組みを一層充実していく必要があります。

## 施策の取り組み方向

### ①消費者相談・消費者被害への支援ネットワークの充実

- ★障害者への消費生活センターの活動の周知を進めるとともに、消費者被害にあった場合の早期解決、被害を最小限に食い止めるための取り組みを進めます。
- ★消費生活センター、障害者基幹相談支援センター\*、権利擁護サポートセンター\*などさまざまな相談機関において、消費者被害の相談に関する支援ネットワークの充実に向けて、消費者分野と障害福祉分野の職員へ研修を行いながら、相談機能の充実を図ります。
- ★障害者が関わる消費者相談等のケースにおいては、関係機関によるケース会議などを通じて、連携した適切な対応に取り組みます。
- ★消費生活センターにおける相談については、FAXやメールでも連絡を受けて相談を開始し、障害者に配慮した相談対応の多様化を進めます。また、来所相談に際し、手話を必要とする場合など、さまざまな相談に適切に対応できるように、障害福祉の相談機関などと連携しながら、相談窓口のバックアップ体制の充実等に取り組みます。
- ★重大な消費者被害からの救済や、再発防止等の観点も踏まえ、権利擁護サポートセンター\*等を通じた成年後見制度\*の活用や、警察、司法機関との連携など、ケースに応じた適切な対応ができる体制づくりに取り組みます。



## ②消費者保護に関する情報提供の充実

- ★堺市消費者基本計画\*に定める「消費者の自立の支援等」として、消費者被害の事例情報、悪質商法の手口等に関する情報、訪問や勧誘による販売やネットショッピング等の留意点、消費者被害の防止・救済に関する各種制度など、さまざまな情報を知ることが重要であり、これらの情報を障害者本人や支援者が自ら入手し、学ぶことができるように、ホームページ、広報誌、ビデオなどさまざまな情報提供の充実を図ります。
- ★従来の冊子やパンフレット等による情報提供に加え、障害特性にも配慮しながら、障害者が入手しやすく、理解しやすい形での情報提供手段の多様化を推進します。
- ★障害を理由に正しい情報が得られない場合、障害者本人が適切な消費者行動をとれないため、消費者の権利保障の視点にたった情報提供に配慮します。

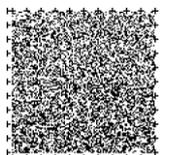
## ③消費者啓発・消費者教育の充実

- ★消費生活センターにおいて、出前講座や講演会等など普及啓発を通じて、消費者トラブルに関する情報を発信し、クーリング・オフ\*の方法など救済に関して必要な情報提供を進め、障害者本人や家族、支援者などが消費者教育を受ける機会を充実します。
- ★気づかないうちに障害者が大きな被害を受けているといった事態を招かないように、障害者本人はもとより、支援者などを通じた予防や早期の気づき等の観点から、消費生活部局と障害福祉部局とが連携をしながら研修等の機会を確保し、消費者啓発や消費者教育の充実を図ります。
- ★障害者差別解消法の平成28年度施行による「合理的配慮」を踏まえながら、消費生活部局と障害福祉部局がより一層連携しながら、わかりやすい啓発普及の方法について検討を進めます。

## [1-5] 選挙・投票における環境の整備

### 現状と課題

◇投票は民主主義の基本となる権利であり、わが国では憲法において、20歳以上の国民には等しく選挙権が認められています。しかし、障害者にとっては、障害ゆえに投票に参加することが難しいことも少なくありません。これまで、公職選挙法の改正により、障害者に配慮した投票方法などが拡充されてきており、また、平成25年5月の改正では、成年後見における被後見人の選挙権・被選挙権の回復がなされるなど、障害者が選挙権を行使できる制度面の取り組みが進められていますが、情報が得にくいことや、投票所の環境の問題などの理由で、現実には投票に行くことが困難な障害者も少なくないものと考えられます。



◇本市では、点字や音声等での選挙公報の提供などを通じて、選挙に関する情報を障害者に届けているほか、投票所へのスロープの設置、手話通訳者の派遣、点字等での投票など、投票所での障害者への配慮に努めています。投票所に行くことができない障害者で一定の要件を満たす方には、郵便等による不在者投票の制度が、指定病院等に入院・入所中の障害者には、病院等での不在者投票制度があります。また、郵便等による不在者投票ができる人でも、上肢や視覚の障害により投票用紙への記入が難しい人には、本人に代わって投票用紙に代筆する代理記載の制度があり、障害者が選挙権を行使できるように配慮がなされています。

◇しかし、現状ではすべての投票所でのバリアフリー化が実現できているわけではなく、また、投票所で障害者を支援する職員体制も十分ではないなど、投票所の運営において多くの課題があります。特に、投票は家族や介助者等が本人に代わって行うことはできないため、代理投票による投票をはじめ障害者に対応する投票所の職員の役割は大きいと言えますが、現状では質・量ともに十分ではなく、障害の特性に応じた職員の対応方法や、コミュニケーション技術の向上等は大きな課題であると言えます。また、すべての障害者にわかりやすい選挙情報の提供や投票所の設置、投票所に行くことが困難な障害者への支援等についてもさらに充実していくことが求められています。

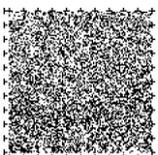
## 施策の取り組み方向

### ①選挙に関する情報提供等の充実

- ★点字、音声、手話など、多様な手段を用いて選挙に関する情報を提供します。
- ★成年後見における被後見人の選挙権の回復などをはじめとして、障害者の選挙権に関することについて、障害者本人をはじめ家族、支援者等への周知・啓発を進めます。
- ★関係機関と連携し、公職選挙法などの規定を踏まえつつ、障害の特性に応じて障害者に適切に選挙に関する情報を届ける方法や、投票時の意思表示の方法等について検討を進めます。

### ②障害者に配慮した投票所の設置

- ★障害者等の意見を聞きながら、障害者に配慮された投票所のあり方について検討を進めます。また、投票所の掲示については、わかりやすく・読みやすい表現や、絵文字・絵記号の活用などを検討し、投票の手順等について障害者が理解しやすいように工夫します。
- ★投票所の選定にあたっては、物理的にバリアフリー化が困難な施設の使用は極力避けて、投票所のバリアフリー化が確保されるよう進めていきます。
- ★点字での投票、手話通訳者の派遣など、障害者が投票にあたって必要となる体制の整備を引き続

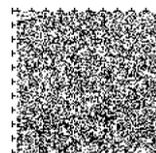


き進めていきます。

- ★誰もが投票しやすい環境づくりをめざして、障害特性に応じた対応の研修やマニュアルの整備等を通じて、投票所での障害者支援の質的向上を進めます。
- ★障害者が投票所へ行くための支援として、必要なサービスが不足しないよう提供体制の充実を図ります。

### ③多様な投票についての周知・啓発と検討

- ★郵便等による不在者投票、指定病院等での不在者投票などの制度について、周知・啓発をより一層進めるとともに、障害者にとってより使いやすい制度となるように、障害者等の意見を聞きながら望ましいあり方について検討を進めます。
- ★投票への参加を呼びかける選挙啓発活動においても、障害者等の意見を聞きながら、障害者にとってもわかりやすく、投票への意識向上につながる啓発に取り組みます。



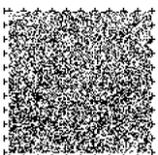
## 2 地域生活

### [2-1] 医療・リハビリテーション、介護、保健、障害児支援施策の充実

#### 現状と課題

(医療・リハビリテーション)

- ◇生活の安心を確保するうえで、医療の保障は不可欠です。障害者が必要な医療を安心して受けられるように、体制の充実を進めていく必要があります。「実態調査」においても、障害者の暮らしやすい社会づくり・まちづくりにおいて、「障害者に配慮した保健、医療体制の充実」を進めてほしいとの意見が多くなっています。
- ◇特に、今後、高齢となる障害者の増加が見込まれるなか、障害者の在宅医療の体制の強化が重要になります。本市では重度障害者の訪問看護利用の支援などの取り組みを進めていますが、在宅医療については大阪府の保健医療計画において大きな柱の1つとなっており、大阪府等と連携しながら、市内の医療機関における障害者への医療受診の一層の充実や、障害者が訪問診療・訪問看護等の医療サービスを受けやすい体制づくりを推進していく必要があります。
- ◇歯科診療については、口腔保健センターでの重度障害者の歯科診療など、障害者が安心して歯科診療を受けることができる体制づくりを進めていますが、地域においても歯科診療を受けやすい体制づくりを一層推進していく必要があります。
- ◇障害者にとって、二次障害の防止などの観点からリハビリテーションは重要です。医療機関間の連携により、急性期・回復期・維持期における専門性の高いリハビリテーションを適切に受けることのできる環境整備に取り組んでいくことが求められます。
- ◇リハビリテーションにおいては、機能訓練等の医学的リハビリテーションから、障害特性に応じた機能訓練や生活訓練等の生活場面でのリハビリテーションへの連携が重要となります。高次脳機能障害への支援は、現行の障害福祉サービスにおいては、十分に確立されておらず、本市では、健康福祉プラザ\*の生活リハビリテーションセンターにおいて、医療機関等との連携のもと、高次脳機能障害を対象とした生活訓練を実施しながら、多様な障害に対応する生活場面でのリハビリテーション体制の充実が必要です。



◇精神疾患の患者数は増加しており、早期治療のための医療情報の提供や精神医療の体制の充実が必要です。本市では、大阪府・大阪市と共同での精神科救急医療体制の整備など、精神医療体制の基盤強化に取り組んでいます。今後も大阪府等と連携しながら、精神科病院の入院者の長期入院を解消し、社会復帰を促進していく必要があります。

◇難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図ることを目的に新しく制定された「難病の患者に対する医療等に関する法律」は、平成26年5月30日に公布され、平成27年1月1日に施行されています。対象疾患が拡大されることに伴い、公平で安定した医療費助成制度の確立だけでなく、地域の支援機関等と連携しながら難病患者の療養や社会活動を支援していくための体制づくりを推進していく必要があります。

◇指定難病や小児慢性特定疾病の疾患拡大により難病患者数が増加し、難病患者等への支援の充実が求められています。難病等は疾患数が多く、人により症状もさまざまです。また、専門医も少なく、情報が得にくい、医療面での支援が受けにくいという課題があります。こうした課題を踏まえ、今後も大阪府等と連携して、難病患者等が医療サービス等を受けやすい体制づくりを推進していく必要があります。

#### (支援)

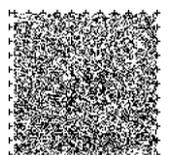
◇障害者が地域で自立した生活を送り、家族介護を前提とせずに地域で安心して暮らすためには、居宅介護や生活介護、短期入所など、必要な在宅サービスが十分に提供される体制が重要です。本市における障害福祉サービス等の利用者数、利用量は増加しており、障害者数の増加に伴い、今後も増えていくものと見込まれます。また、「堺市障害福祉計画」において、障害福祉サービス等の将来的なニーズに基づき、提供体制の確保に向けての計画を定め、サービス基盤の整備を進めています。

◇「実態調査」によれば、サービス事業所では、職員が不足しているなどで、ニーズに応じた十分なサービスを提供できていないという事業所も多く、特に短期入所については、ニーズに対してサービス基盤が十分ではない状況となっています。また、医療的ケアが必要な障害者への対応、発達障害、高次脳機能障害、難病等など、さまざまな障害の特性に応じた量・質の両面におけるサービス供給体制の充実に取り組んでいくことが必要です。

◇医療的ケアが必要な障害者に対しては、在宅医療の提供の充実をはじめ、地域の生活介護事業所へ看護師を配置、重症心身障害者（児）支援センターにおける入所支援や短期入所支援など、重度障害者への対応力を向上するための支援など、サービス基盤強化のさまざまな取り組みを進めています。今後もこうした取り組みの一層の向上を図り、障害種別や障害特性などを背景とした多様なニーズに、きめ細かく対応できるサービス基盤の充実を図っていくことが求められます。

#### (保健)

◇健康づくりにおいて、生活習慣病対策が全国的な課題となっており、本市においても例外ではあ



りません。本市では、健康増進計画である「健康さかい21（第2次）」において、市民の生活習慣病予防、健康寿命の延伸に取り組んでおり、障害者の健康づくりにおいても、この観点に基づく取り組みを進めていくことが重要となります。

◇障害の種別や程度等によっては、障害者が自ら食生活など生活習慣の管理・改善に取り組むことが難しい場合もあることから、さまざまな障害の特性に応じた適切な保健指導などの取り組みを進めていく必要があります。本市では、障害者を対象とした料理教室や、訪問保健指導などの取り組みを通じて、障害者の健康づくりへの支援を行っていますが、今後も障害者の障害特性やライフステージ等に応じたきめ細かい保健体制づくりを推進していくことが求められます。

（障害児支援）

◇少子化により子どもが減少するなかで、発達障害を中心に、障害児や障害の疑いを有する子どもが、地域の保育所、幼稚園、学校等に多く在籍する状況です。支援ニーズも多様化しており、障害特性に応じたきめ細かい支援を行うことができるよう、関係機関の連携を進め、保育所、幼稚園、学校等を通じた、発達段階に応じたとぎれのない支援体制の一層の強化が重要となります。

◇障害児支援において、障害児等療育支援事業や障害児通所支援等の役割は今後一層重要になると考えられます。さまざまな障害の特性に応じた適切なサービス提供や保護者支援など障害児通所支援等の機能強化を図るため、事業所への研修等の充実が必要です。また、放課後等デイサービスについては、学校との連携強化に取り組んでいく必要があります。

◇本市では、こどもリハビリテーションセンターを中核に、障害児支援の取り組みを進めてきました。乳幼児健康診査、発達相談等からの早期発見・早期支援体制の強化とともに、平成24年度の「児童福祉法」の改正により、新たに創設された障害児通所支援の事業所等を含め、より一層関係機関が連携した障害児支援体制の充実が必要です。

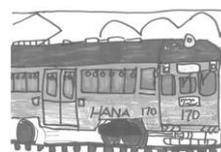
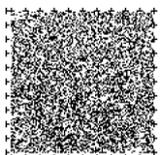
## 施策の取り組み方向

### ①医療・リハビリテーションの充実

★医療機関等において、障害者が安心して医療受診できるように、障害へのきめ細やかな対応や、人権擁護体制の充実などを進めます。また、強度行動障害など障害者の特性に応じた外来診療や入院治療など、さまざまなニーズに対応できる医療基盤の確保を図ります。

★障害者の在宅医療をより利用しやすくするための体制づくりを進め、障害者に対応できる訪問診療や訪問看護等の医療基盤を充実します。

★口腔保健センター等における歯科診療の基盤強化を進めるとともに、市内歯科診療所の障害の特性に応じた対応や、訪問歯科診療など、障害者が地域において歯科診療を受けやすい体制づくり

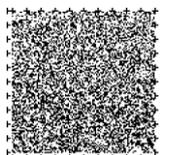


を推進します。

- ★医療機関等においては、障害者へのリハビリテーションの一層の向上を進めるとともに、それぞれの医療機関の適切な役割分担のもと、急性期・回復期・維持期における専門性の高いリハビリテーションを適切に受けることのできる環境整備に取り組みます。
- ★日中活動系サービスを利用している障害者の高齢化、障害の重度化などの状況も踏まえ、理学療法士や作業療法士等と連携しながら、維持期リハビリテーションを身近な場所で受けやすくする体制づくりを検討します。
- ★各区の保健センター等における相談支援、メンタルヘルスや精神医療、精神疾患に関する正しい知識の普及、かかりつけ医と精神科との連携などを推進し、精神疾患の早期発見・早期治療の体制強化を進めます。
- ★精神疾患の患者に応じて適切な医療を提供できるよう、外来診療、訪問診療・看護、入院医療、精神科デイケア等の適切な治療を促進するとともに、関係機関が連携し、自ら受診が困難な患者に対して、適切な治療の介入に向けての支援などの充実に取り組みます。また、精神科医療機関等における人権擁護体制の充実を図ります。
- ★関係機関の連携により、精神科救急体制の一層の充実、24時間体制での精神科緊急対応の取り組みを進めます。また、精神科と他科の治療が必要な身体合併症患者への治療などに対応できる医療基盤の確保を図ります。
- ★関係機関と連携し、難病等に関する情報提供体制の充実や、医療提供体制の確保などを図ります。また、保健師等の専門性の向上を進め、相談支援体制の充実に取り組みます。

## ②支援の充実

- ★障害者が地域で自立した生活を送り、家族介護を前提とせずに地域で安心して暮らすためには、障害者の生活状況などに応じた適切なサービス提供が必要となります。障害福祉サービス等については、「堺市障害福祉計画」において3年ごとに見直しを行いながら、きめ細かく基盤整備を進めることとなっています。サービス見込量等については、「堺市障害福祉計画」において設定を行います。
- ★「堺市障害福祉計画」に基づき、短期入所など、特に不足しているサービスについて、基盤整備の一層の充実を図ります。また、訪問系サービス（居宅介護等）、日中活動系サービス（生活訓練等）、地域生活支援事業（移動支援等）に関して、障害者のさまざまな利用ニーズにきめ細かく対応できるように、サービスの利便性の向上や、質の向上等に継続的に取り組みます。
- ★障害者の範囲の拡大、重度障害者の増加などを踏まえ、障害福祉サービス等の充実に取り組みます。医療的ケアが必要な障害者への対応や、発達障害、高次脳機能障害、難病等など、さまざまな障害の特性に応じた適切なサービス提供ができるように、サービスを提供する事業者の機能強



化への支援を行うとともに、職員の専門性の向上、介護技術の向上等への研修機会の拡充などを進めます。

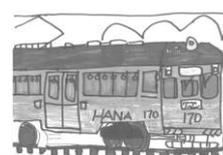
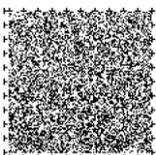
- ★健康福祉プラザ\*の拠点機能を活用し、障害種別・特性に応じた生活リハビリテーション機能の充実をめざします。
- ★障害福祉サービス事業者等の指定に際しては、適切な事業運営を行えるよう、研修会の開催や情報提供の充実を図ります。また、法律改正などに関する制度内容を適切に伝えながら、事業の適正性などの観点から、事業者への指導や監督を行います。
- ★外出のための移動支援、創作的活動や生産活動を提供する地域活動支援センター、日常生活用具の給付・貸与など、地域生活支援事業についても、市の特色を生かしながら、制度内容の充実を図り、利用の普及を促進します。

### ③保健の充実

- ★健康づくりや生活習慣病予防に関して、障害者への健康の増進に関する周知・啓発を進めます。また、健康診断の受診勧奨や、保健指導の充実などに取り組みます。
- ★自ら健康づくりや生活習慣病予防に取り組むことが難しく、生活習慣病リスクの高い障害者に対し、訪問指導等を通じた個別支援の体制を充実します。
- ★障害者の障害種別やライフステージ等を踏まえた保健事業の手法を検討するなど、障害者の健康の増進に向けた取り組みを進めます。
- ★歯科口腔保健に関して、家庭や地域、関係機関との連携のもと、具体的な口腔ケアの方法について情報提供を行うとともに、身近なところでの、歯科医師等の歯科専門職種のかかわりが得られるよう取り組みます。
- ★難病患者等が病気を理解し、前向きな療養生活を送れるよう学習会や医療相談会等を開催するとともに、訪問等を通じた個別支援体制の充実に取り組みます。

### ④障害児支援の充実

- ★児童発達支援センターの専門性を生かし、障害児支援の専門機関として、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援等を行うとともに、保育所等訪問支援などを通じて、地域の保育所、幼稚園、学校等への地域支援を行います。
- ★より早期における適切な支援の提供に向け、乳幼児健康診査、発達相談等からの早期発見・早期支援体制を一層充実するとともに、児童発達支援センター、保育所、幼稚園、学校、障害児通所支援事業所、相談機関などの関係機関が連携し、身近な地域で柔軟に対応できるよう支援機能の充実に取り組みます。



- ★情報共有や支援方法の検討等に関して教育と福祉の一層の連携を推進し、関係機関の連携を強化することで、障害児に対するとぎれのない支援を行うことのできる体制を確立します。
- ★児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所などにおけるサービスの質の向上等を推進し、障害児が適切なサービスを利用できる環境の充実を図ります。
- ★保育所、幼稚園、学校、事業所等の職員研修などを推進し、障害児への対応力の向上、専門性の強化を進めます。

## [2-2] 手当等や減免制度の推進

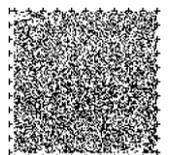
### 現状と課題

- ◇障害者やその家族等の生活において、経済的な自立支援の面から負担を軽減していくことは重要です。「実態調査」では、介護者のほぼ4分の1が、介護をするうえでの悩みとして「経済的負担が大きい」ことをあげています。障害者の経済的自立においては、就労等による所得の確保と並んで、障害があるゆえのさまざまな経済的負担を軽減するための各種手当や減免制度等の充実が必要となります。
- ◇障害者の所得保障としては、障害基礎年金をはじめ、各種年金、手当等があるほか、税金の減免、交通費などの割引、医療費の助成など、さまざまなものがあります。本市では、こうした多様な支援に関する情報を、「障害福祉のしおり」や障害児のための情報冊子である「あいのと」等を通じた情報提供、相談窓口での周知、広報さかいや堺市ホームページ等を活用した情報発信などを通じて障害者に届けています。
- ◇今後も必要な人に情報が適切に届くように取り組みを充実するとともに、制度を利用できる人が情報不足のために利用できていない状況が生じないように注意していく必要があります。

### 施策の取り組み方向

#### ① 手当等や減免制度に関する情報提供の充実

- ★年金、手当、減免制度等についての周知啓発を進めるとともに、情報提供体制を充実します。冊子やパンフレットの作成、広報さかいやインターネット等による周知、相談窓口をはじめ、障害者に関わるすべての人に対して情報提供などを引き続き推進するとともに、障害特性にも配慮した情報提供手段の多様化などを進めます。



★年金、手当、減免制度等を利用できる人が利用できていないという状況が生じないように、関係機関等と連携し、障害者が暮らす身近な地域できめ細かく障害者に情報提供できる体制づくりを進めます。

## ②経済的負担の現状把握、国への要望等

★障害者の経済的負担の現状について把握し、障害者を取り巻く経済環境等に応じた適切な制度設計の国等への要望、本市における取り組みの検討などを進めます。

## [2-3] 暮らしの場の整備

### 現状と課題

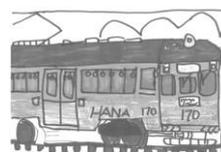
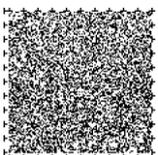
◇障害者が安心して地域で生活を送るためには、さまざまな暮らしの場が確保されることがたいへん重要です。「実態調査」によれば、グループホーム・ケアホームなど暮らしの場を求める声が多くなっており、「将来必要になったときにすぐに入居できるかどうか不安」という人が多い状況です。また、介護者の声として、「自分が介護できなくなった時のことなど将来が不安」という人が半数を超えるなど、地域で障害者が安心して暮らし続けるための基盤整備が求められています。

◇障害福祉サービス事業者においては、グループホームの一層の整備を考えつつも、障害者の高齢化・障害の重度化に対応する生活支援員や世話人の支援体制の確保、生活支援員や世話人の支援の質の向上、支援体制の強化に伴う運営面の経済的負担など、さまざまな課題を感じているところも多く、ニーズに応じてサービスを十分に提供することが難しい状況も見られます。

◇障害者の住居について、本市では、市営住宅の建替え等において、バリアフリー化など障害者への対応を進めるとともに、障害者の住宅改修費の助成など、障害者が暮らしやすい住宅づくりのための取り組みを進めています。また、障害者等への賃貸住宅の供給を促進するための責務などを定めた「住宅セーフティネット法」などを踏まえ、障害者の住居確保への支援を行っています。

◇重度の障害者への支援としては、重症心身障害者（児）支援センターのベルデさかいが開所し、一定の基盤が整備されましたが、今後はこれらを拠点として活用しながら、重い障害があっても地域生活が可能になるような基盤整備を進め、暮らしの場の選択肢を増やしていくことが求められます。また、現状で地域生活への移行が難しくなっている障害者においても、地域で暮らすことが可能になるように、地域生活支援の拠点を整備していくことが重要となります。

◇国において、障害者の高齢化・障害の重度化や親亡き後も見据えた地域生活支援を推進する観点から、グループホーム等のあり方など、地域における「地域生活支援拠点の整備」の検討が進め



られているところです。これらの動向についても留意しながら、取り組みを一層推進し、障害者の施設等から地域生活への移行・移行後の地域定着への支援、将来にわたって安心できる暮らしの場に向けて、安心した暮らしの場の支援体制の構築に向けて推進していく必要があります。

## 施策の取り組み方向

### ①住宅の確保、住宅改修等の推進

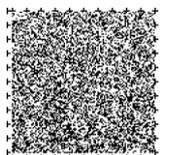
- ★障害者が自宅で安心して生活できるように、地域生活における暮らしの相談、住宅改修費の助成などを通じて、暮らしやすい生活空間づくりを支援します。
- ★相談支援等を通じて、障害者が賃貸住宅などの適切な住まいを確保できるように支援します。
- ★市営住宅に障害者が安心して入居できるように、建替え等におけるバリアフリー化などに引き続き取り組みます。
- ★住宅部局と連携しながら、大阪あんしん賃貸支援事業などを活用し、障害者が民間の賃貸住宅へ入居するための支援や、不動産業者からの物件紹介など、入居しやすくなるための取り組みを推進します。

### ②グループホームの整備推進

- ★グループホームについては、障害者にとって、入所施設や病院からの地域移行をはじめ、自立した生活の観点から、障害者の重要な暮らしの場と位置づけながら、将来的なニーズに基づき、計画的な整備を進めます。
- ★入居者の高齢化・障害の重度化に対応し、生活支援員や世話人などの職員がさまざまなニーズに対応できるように、支援の質の向上などを図ります。
- ★医療的ケアの必要な入居者をはじめ、誰もがグループホームを利用できるように、グループホームのあり方の検討を進め、さらなる機能の向上に取り組みます。

### ③安心して暮らすための支援体制の構築

- ★施設からの退所者、精神科病院からの退院者、家族との同居から自立した生活を必要とする障害者に対して、暮らしの場の確保と地域生活の移行・移行後の地域への定着支援を進めるとともに、宿泊型自立訓練をはじめとした基盤整備のあり方を検討します。
- ★保護の必要な障害児で児童福祉施設等での受入れが困難な場合などへの対応について、地域資源となる基盤の整備のあり方を検討します。

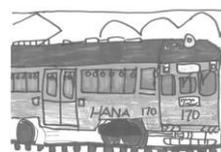
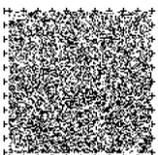


- ★短期入所の充実を進めるとともに、短期入所の長期にわたる利用などの解消に努めます。
- ★障害者が安心して、将来にわたり地域生活を続けるために、夜間支援の充実を図りながら、24時間の見守り、緊急時の対応など、地域生活支援拠点等の整備を検討します。
- ★障害者が身近な地域とつながりを持ちながら、障害者本人が自己選択できるよう、さまざまな暮らしの場を整備しつつ、障害福祉サービス事業者をはじめとした地域の社会資源と連携を進めるとともに、サービス基盤の整備の充実と人的支援の連携体制の構築を図り、安心して生活できる地域づくりをめざします。

## [2-4] 相談支援体制の充実・障害者の家族への支援

### 現状と課題

- ◇障害者が地域での生活において、さまざまなサービスや支援を必要とする場合、そのサービスへつなげるためのきめ細かい調整やコーディネートなどの相談支援が必要となります。相談支援は障害者が地域で安心して生活を送るための最初の支援で、その役割は重要です。
- ◇「実態調査」によれば、区役所や民間の相談窓口で重要なこととして、「どこに相談にいったらよいか、わかりにくい」「相談窓口への交通の便が悪く、出かけていくことが大変である」「相談にいく度に、同じことを何回も説明しなければならない」などがあり、相談窓口で重要だと思うことに、「1ヶ所ですべての相談ができるような、総合的な相談窓口が必要」「窓口まで行かなくても、自宅などで相談できるとよい」などワンストップ相談やアウトリーチ\*が求められています。
- ◇本市では、市障害者自立支援協議会\*が平成19年3月に設置され、区協議会も順々に設置するなか、相談支援の関係機関が、地域での相談に関するシステムづくりを構築してきました。
- ◇障害者の相談支援体制の充実として、既存の相談窓口を再編し、平成24年度より各区に障害者基幹相談支援センター\*を設置するとともに、健康福祉プラザ\*に総合相談情報センターを置き、相談窓口のワンストップ化と総合的・専門的な相談支援体制の充実を進めています。障害者基幹相談支援センター\*を区域の中核に、総合相談情報センターを市域の中核とし、地域の事業所や専門機関等との連携調整を図り、相談に迅速・柔軟に対応できる体制づくりに取り組んでいます。
- ◇平成27年度からは、障害福祉サービス・地域相談支援や障害児通所支援の利用者に対し、支援の一環として、サービス等利用計画\*を作成することが求められています。そのため、計画相談支援を担う指定特定相談支援事業所等の拡充が求められていますが、現状ではまだ十分な数に達していないため、事業所を増やしていくための取り組みが求められています。また、入所施設や精神科病院からの退所・退院希望者に対し、地域生活への移行や移行後の地域定着を支援する地域



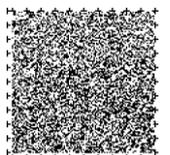
相談支援を担う指定一般相談支援事業所もさらなる拡充が必要です。

- ◇刑事事件等に関わる障害者において、その権利擁護等の視点から、司法手続き等における配慮がなされる必要がありますが、その場合においても相談支援は重要な役割を果たします。裁判所などの司法機関等と連携しながら、裁判訴訟に関わる手続きに対して、支援をしていく必要があります。また、累犯障害者などの社会復帰に向け、地域生活定着支援センター\*や保護観察所\*等の関係機関と連携しながら、必要なサービスにつなげる支援を進めていく必要があります。
- ◇障害当事者とともに、その家族等への支援も重要な取り組みとなります。本市では、家族相談や家族教室などを通じて、家族が障害について理解する機会を提供し、同じ悩みを持つ家族同士が交流できる機会をつくとともに、難病患者や精神障害者のピアサポーター\*の養成など、障害当事者や家族等による相談活動や家族教室などの交流の場の提供を行っています。今後もこうした取り組みを一層充実し、また、家族への支援を充実していくことで、障害者の家族が孤立しないように支援していくことが必要です。

## 施策の取り組み方向

### ①相談支援ネットワークの充実

- ★障害者のライフステージ等に応じ、適切な相談支援を行うことができるように、福祉、教育、労働など幅広い分野の横断的な連携体制を強化し、個々の障害者の生活に沿ったとぎれのない相談対応に取り組めるよう、連携体制を強化します。
- ★障害者自立支援協議会\*を通じて、相談支援機関の連携の強化を図り、区役所や障害者基幹相談支援センター\*、地域の指定相談支援事業所の機能向上を引き続き推進し、相談者の障害種別や年齢等に関わらず、相談窓口として迅速・適切な相談対応ができる体制のさらなる充実をめざします。
- ★健康福祉プラザ\*に設置されている障害者更生相談所、こころの健康センター、子ども相談所、総合相談情報センター、発達障害者支援センター、難病等患者支援センター、障害者就業・生活支援センター\*、生活リハビリテーションセンター等においても、それぞれの機能に応じた専門的な相談支援のさらなる充実をめざします。
- ★地域包括支援センター\*、コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉ねっとワーカー）\*などの相談支援機関とのネットワークを構築し、地域の中で孤立し、自ら声をあげることが難しい障害者本人やその家族の発見・支援体制を充実するとともに、複合的な課題を有する家庭全体に対しては、多分野の関係機関が連携しながら、適切な支援を行う体制づくりに取り組みます。



## ②指定相談支援事業の充実

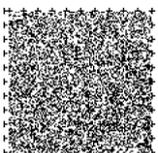
- ★障害福祉サービス等による支援が必要な障害者へ、サービス等利用計画\*を作成し、円滑にサービスを利用できるように、指定相談支援事業所の設置を促進します。
- ★サービス利用者の障害特性を踏まえた適切なサービス等利用計画\*が作成できるように、相談支援専門員\*のケアマネジメント\*の技術の向上に向けた研修の実施等に取り組みます。
- ★施設から退所し、地域で生活を行う障害者の地域移行や、地域定着の支援を行う指定相談支援事業所について、その設置を促進するとともに、研修等を開催しながら、相談業務の質の向上をめざし、権利擁護の視点を大切にされた相談体制を構築します。
- ★地域の指定相談支援事業所と障害者基幹相談支援センター\*が連携を通じた支援を行うことにより、地域における相談支援体制の充実と質の向上を進めます。

## ③司法手続き等における相談支援

- ★裁判所などの司法機関等との連携を図り、裁判訴訟に関わる手続きに対して、障害者が適切な相談支援を受けられるよう取り組みます。
- ★矯正施設に入所する累犯障害者などが、社会復帰を行うために、地域生活定着支援センター\*や保護観察所\*等の関係機関と連携しながら、出所後に必要なサービスにつなげる支援を進めます。

## ④障害当事者活動や家族への支援の充実

- ★障害当事者が、地域での生活の場面で、自分らしく自己決定し、活動しやすくするための環境調整を行うとともに、障害当事者がエンパワメント\*できるよう支援を進めます。
- ★障害者の家族等が、障害について理解をしたり、支援について学んだり、同じ悩みを持つ家族同士が交流できるような機会の提供について支援を進めます。
- ★障害者やその家族等が相互に援助を行う活動であるピアカウンセリング\*等への支援を進めるとともに、障害当事者による活動等を促進します。



## [2-5] 防災及び防犯の推進

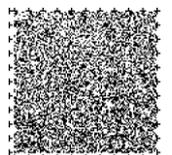
### 現状と課題

#### (防災対策)

- ◇東日本大震災をはじめ、全国各地で発生している台風等による被害など、近年、さまざまな大規模災害が発生しており、防災対策はまちづくりにおいて大きな課題となっています。本市においては、太平洋沖の南海トラフ沿いで発生する大規模地震の発生が高い確率で予測されており、また、市を南北に走る上町断層帯による直下型地震の発生確率が国内の活断層の中でも高いと予測されるなど、防災対策の推進はきわめて重要であり、これまで、「堺市地域防災計画\*」などに基づき、計画的な取り組みを進めてきました。
- ◇本市では、災害時の避難行動に支援を必要とする障害者などの避難行動要支援者\*について、民生委員児童委員による訪問調査を行うことにより、要援護者の状況の把握に努め、地域支援者等による要援護者の避難支援を行うための体制整備を進めています。
- ◇災害情報を迅速・確実に伝達するため、インターネットやFAXサービスを利用して、聴覚障害者（登録希望者のみ）の自宅のFAXへ一斉に災害情報を配信する仕組みの導入など、FAXや音声スピーカー、テレビ映像、eメール等の多様な情報伝達手段の整備を進めています。
- ◇障害者などの避難行動要支援者\*が避難生活を送る場合、一般の避難所（指定避難所\*）で生活することが難しい場合も多いことから、障害者施設、高齢者施設等を福祉避難所\*に指定し、災害時に要援護者が適切な環境で避難生活を送ることができるように環境整備を進めています。
- ◇東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障害者の死亡率が健常者の死亡率の2倍になるなど、避難行動要支援者\*における被害の大きさが報告されています。また、「実態調査」によれば、災害時の避難について約7割の人が不安を感じており、「ひとりでは移動ができない」、「情報がわからない」、「災害の状況の判断ができない」、「避難場所の環境」など、さまざまな面で不安の大きいことがわかります。障害者の安全・安心を確保し、より堅牢な防災体制をつくるために、障害当事者の意見等も聞きながら、きめ細かく取り組んでいく必要があります。

#### (火災等の緊急時対応)

- ◇大規模震災以外にも、火災に対する消防においても生活の安全の確保のために、さまざまな対策が求められます。障害者等が利用する施設における自衛消防訓練の指導や火災発生時に消防活動がスムーズにできるよう障害福祉施設を含めた建築物への消防活動空地の設置指導を行い、防火に向けた取り組みを行っています。



◇火災等が発生した場合においても避難行動要支援者\*情報を活用しながら、より効果的な消防活動ができる取り組みを進めています。消防局においては、eメール、FAX及び緊急通報システム\*から119番通報を受信できる体制を整えており、今後、こうした取り組みをさらに充実させ、障害者が日常生活を送るうえでの安全・安心を確保する必要があります。

(防犯対策)

◇交通事故、障害者を狙った犯罪など、障害者の生活の安全の確保のために、さまざまな対策が求められます。本市では堺市安全まちづくり会議\*を設置し、市、警察、事業者、市民、地域団体らとの協働により、犯罪防止・地域安全の確保に向けた取り組みを行っています。

◇犯罪は女性や子どもなど弱者が狙われることが多く、障害者も例外ではありません。障害者の安全な地域生活のためには、現状の防犯対策に障害者の視点を盛り込み、体制を一層充実させていく必要があります。

◇本市では、「堺市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取り組みを行っています。犯罪被害者等支援総合相談窓口や犯罪被害者等支援カウンセリング事業、犯罪によりこれまでの住まいに居住が難しくなった被害者への一時避難住宅の提供などを実施しており、これらにおいても障害者が活用しやすいように配慮を行っていくことが必要です。

## 施策の取り組み方向

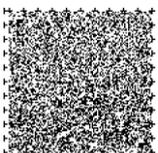
### ①地域における防災対策の充実

(避難支援)

★大規模災害時の発災直後においては、行政が直接、救出・救助活動を行うことは極めて困難であり、障害者やその家族による自助や地域支援者や障害福祉サービス事業者等による共助の取り組みが重要となります。障害者やその家族に対して、食料や障害特性から必要となる物品等の備蓄、避難場所や避難ルート等の確認などの平常時からの備えに加え、自治会活動などの地域コミュニティ活動を通じ、日頃から関わりのある人たちと連携した避難支援の重要性の普及・啓発活動を進めます。

★障害者の避難支援において、障害の特性に応じた支援や配慮すべきことについて、地域住民等への啓発を進めるとともに、平常時においても地域の防災訓練への障害者の参加等による地域とのつながりを推進し、福祉関係機関や障害福祉サービス事業者とも連携をしながら、被害の軽減をめざします。

★民生委員児童委員による避難行動要支援者\*への訪問調査を推進し、本人の意思及び個人情報の保



護に十分留意しつつ、障害者の個々の状況に応じた個別の避難計画の策定を促進するなど、地域支援者等を主体とした共助によるより効果的な避難支援体制づくりを進めます。

- ★障害特性に応じて適切・迅速に災害情報を届けられることができるように、eメール等の多様な手段を用いた情報発信体制を充実します。
- ★平常時から利用者のことをよく理解している障害福祉サービス事業所と災害時にも連携した障害者の避難支援の仕組みづくりを進めます。

(避難生活)

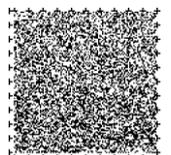
- ★地域における避難所設置・運営訓練等の実施を促進するとともに、障害者などの避難行動要支援者\*に配慮した避難所設置・運営のシミュレーションなどの取り組みを進めます。
- ★避難所等に保健師等の専門職を派遣し、障害者等への支援を行うとともに、避難所でも必要な支援用具や障害福祉サービス等が受けられるように体制を整備します。
- ★障害福祉サービス事業者等と連携して、福祉避難所\*の指定を進めるとともに、福祉避難所開設・運営マニュアルの整備や開設・運営訓練の実施、必要物資の備蓄整備など、適切な福祉避難所\*の開設・運営支援を実施します。
- ★障害福祉サービス事業者において、災害が発生した場合でも被害を最小限にとどめ、災害時における利用者の支援と並行して、できるだけ早くサービス提供を再開するため、事業継続計画（BCP）\*に基づく防災体制整備をめざします。
- ★行政から発信する生活支援情報等については、関係機関等との連携のもと、避難所等への手話通訳者、要約筆記者等の派遣や点字、音声などの手段を用いて適切に障害者に届くように体制を整備します。

(生活再建)

- ★大規模災害等で仮設住宅の設置が必要になった場合には、バリアフリー化した仮設住宅の設置を進めるとともに、障害者が仮設住宅で孤立することのないように配慮を行います。
- ★障害福祉サービス事業者等と連携し、障害者が早期に、サービスを活用しながら本来の生活を回復できるように支援を進めます。
- ★被災によるストレスが障害者の状態の悪化等につながらないように、関係機関が連携して災害時の心のケアへの対応を推進します。

## ②火災等の緊急時対応の充実

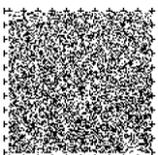
- ★障害者等が利用する施設等に対し、自衛消防訓練の指導や、消防活動が円滑に行えるよう安全・安心な生活空間の確保に向けて、防災的な観点の一層の充実を図ります。



- ★eメールやFAXによる通報システムや、緊急通報システム\*等の体制を充実し、障害者がさまざまな手段を用いて迅速・適切に非常時の連絡ができるよう取り組みを進めます。
- ★火災等が発生した場合に、登録している避難行動要支援者\*情報を活用した消防活動について、より迅速かつ適切に対応できるよう推進しながら、個人情報等に配慮した運用のあり方等を検討します。

### ③防犯対策の推進

- ★警察・地域団体等と協働して防犯パネル展示やひったくり防止キャンペーン等の防犯に関する周知・啓発を実施することで、障害者を含めた地域の防犯意識を高め、知識の普及に努めます。
- ★街頭犯罪のさらなる減少や、子どもや女性の犯罪被害の防止に向けて、防犯カメラの設置等の防犯環境の整備、防犯パトロール等の地域の防犯活動の支援を行います。
- ★地域住民による子どもの見守り活動等と連携し、地域における障害児等の見守りを促進します。
- ★犯罪被害を受けた障害者の救済等に当たっては、犯罪被害者等支援総合相談窓口などの相談窓口を通じて、福祉関係機関、警察や民間団体とも連携し、ケースに応じた適切な支援を行うことができる体制づくりに取り組みます。必要に応じて、精神的被害からの早期回復にむけての心理カウンセリングや、犯罪等により従前の住居に住めなくなった被害者への一次的な避難住宅の提供等の支援を実施します。

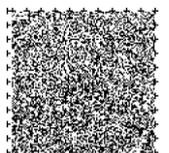


## 3 社会参加、教育、就労、まちづくり

### [3-1] 障害者の社会参加・地域社会における共生

#### 現状と課題

- ◇障害のある人もない人も、共に地域の中で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、地域活動をはじめ、さまざまな社会活動に障害者が参加しやすいようにしていくことが必要です。社会活動への障害者の参加意欲を高めていくとともに、障害者が参加しやすい環境を整えていくことが求められます。
- ◇地域活動については、本市では、校区福祉委員会\*が行う地域のつながりハート事業等において、地域に暮らす障害者を含め、住民が参加しやすい活動の企画などを促進しています。障害者の社会参加・地域社会における共生について、障害者が地域の行事や活動に関わっていくことは大変重要であり、誰もが参加しやすい地域活動の基盤づくりなどを進めていくことが必要です。
- ◇障害者の社会参加の場として、地域活動支援センターが大きな役割を担っています。本市では、地域活動支援センターを、身近な地域における活動の場とし、障害者とその家族に密着した日常生活を手助けするための多様なサービスを提供する施設として展開しており、社会参加としての機能の充実を図っています。しかし、現状においてはこれらの機能が十分に果たされていない状況も見られ、こうした課題を踏まえ、地域における障害者の活動拠点としての機能強化を進めていく必要があります。
- ◇障害者の社会参加としては、その他にも、サークル活動やボランティア活動など、さまざまな形があります。本市では、健康福祉プラザ\*の市民交流センター等において、障害者の多様な活動の支援、活動の場の提供などを行っています。障害者が当事者としての経験などを生かしながら、それぞれの希望に応じた社会参加を行うことができるように、ニーズ等を踏まえた支援を進めていくことが求められます。
- ◇本市では、障害者長期計画や障害福祉計画の策定に際し、障害当事者及びその家族等の関係者の意見を聴くため、これらの審議会等への参加を進めています。また、障害者の生活実態等を把握するために、障害者自身に対し、アンケートによる実態調査を実施し、その結果を障害者の施策や計画を策定するための基礎資料としながら、実態に即した施策に反映できるよう努めてきました。障害者の範囲が拡大し、障害者総合支援法など新たな制度拡充等も進められる中で、今後、障害当事者の意見等を聞くための方法等についても、さらに充実を図っていく必要があります。



## 施策の取り組み方向

### ①地域活動等への参加の促進

- ★地域の行事や活動に障害者が参加できるように、校区福祉委員会\*等における企画や取り組みを支援します。
- ★市民交流センター等において、障害者と地域住民との相互理解を深めるための交流イベントなどの企画・実施に取り組むとともに、地域における交流活動の支援を進めます。
- ★地域活動支援センターについて、障害者が身近な地域で利用しやすくなるように、障害特性に応じた多様なニーズに対応し、質の高いサービスを提供しながら、障害者自身が主体性を持って活動ができるように支援の充実を図ります。
- ★市民交流センター等において、障害者のサークル活動やボランティア活動の場の提供、活動に関する相談窓口の充実などに取り組めます。また、障害当事者の語り部活動などをはじめ、障害者がさまざまな形で社会参加・活動を行うことを支援します。

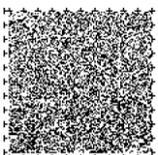
### ②障害者施策への障害当事者の意見の尊重

- ★障害者施策を審議する審議会等について、障害者である委員に対する障害特性に応じた適切な情報保障等を確保しつつ、障害者の審議会等の委員への登用を促進します。
- ★障害者施策に関係する計画等に関する意見として、会議に参加していない障害当事者へ意見について、障害者へのインタビューや障害特性に配慮したパブリックコメントを実施するなど、幅広く意見を聞く機会を確保しながら、その意見の尊重に努めます。

## [3-2] インクルーシブ教育に向けた教育体制の充実

### 現状と課題

◇本市の小中学校に在籍する障害のある児童・生徒数は増加しており、発達障害等をはじめ、学校において多様な障害特性を有する児童・生徒への対応が一層重要となってきています。本市では、支援学校や小中学校での支援学級・通級指導教室\*等のさまざまな学びの場における、教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を通じて、障害のある児童・生徒が、その障害特性に応じた適切な教育を受けることができるよう、取り組みを進めています。今後もこうした取り組みを一層進めるとともに、教育と福祉の連携等を強化し、障害のある児童・生徒の教育体制の充実を図っていく必要があります。



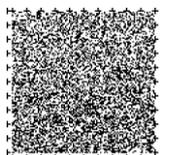
◇支援学級等の在籍児童・生徒においては、障害の重度化・重複化や多様化が見られます。また、通常の学級に在籍する児童・生徒においても、発達障害等の支援が必要な児童・生徒が在籍している状況があります。こうした状況に対応するうえで、学校現場における障害のある児童・生徒への理解と適切な指導や必要な支援等の一層の向上が重要であり、教職員への研修や、大学教授・医師等の専門家を学校園に派遣する各種事業を実施しています。学校現場における一層の専門性向上を図るため、これらの取り組みをさらに充実していく必要があります。

◇国において、障害のある子どもとない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、そのシステム構築が検討されています。本市においても、こうした動向を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた体制づくりを図っていく必要があります。本市では、ともに学びともに育つ教育を推進するための交流及び共同学習、ボランティア体験・キャップハンディ\*などの体験学習も含めた福祉教育等による児童・生徒の障害理解の促進、障害のある児童・生徒の学びの環境の基盤整備などを進めています。今後もこうした取り組みを一層推進していくことが求められます。

## 施策の取り組み方向

### ①合理的配慮に基づくインクルーシブ教育システムの構築

- ★教育の場においても、障害者差別解消法による「合理的配慮」を踏まえた取り組みが求められます。国の動向等も踏まえながら、特別支援教育のさらなる展開等を通じ、本市におけるインクルーシブ教育システムの構築をめざす取り組みの推進を図ります。
- ★子ども・保護者の意見や教育的ニーズを踏まえた就学相談等を充実するとともに、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、多様な学びの場での特別支援教育を推進します。
- ★障害のある幼児・児童・生徒の就学・進学や、幼児の就学前から就学期への移行期におけるとぎれのない支援体制の一層の充実に向け、教育・福祉・医療等の関係機関の連携を進めます。また、就学・進学の際の情報共有ツールである「あい・ふぁいる」の普及・活用を推進します。
- ★障害のある児童・生徒とない児童・生徒が同じ場で学ぶことを追求するとともに、障害のある児童・生徒の多様な教育的ニーズに対応するために、通常の学級、通級指導教室\*、支援学級、支援学校といった柔軟で連続性のある多様な学びの場の充実に努めます。
- ★インクルーシブ教育を展開するうえでの基盤となる学校施設等については、国の動向等にも留意しながら、基礎的環境整備や合理的配慮のあり方等について検討を進めます。



## ②障害の理解を進める教育の推進

- ★児童・生徒が障害に関する正しい知識を持ち、障害への理解を深めていけるように、福祉施設等でのボランティア体験やキャップハンディ\*などさまざまな手法を活用し、子どもたちが障害を身近に感じ、自ら考えていけるような福祉教育を展開します。
- ★支援学校と小中学校、学校内での支援学級と通常の学級の児童・生徒の交流及び共同学習の機会を充実し、インクルーシブ教育の理念の普及、相互理解の深化や実践力の育成を進めます。

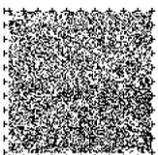
## ③学校等における専門性の向上

- ★支援学校における障害のある児童・生徒の障害の重度化・重複化や多様化などを踏まえ、研修の充実等を通じて、教職員の専門性の向上に努めます。
- ★小中学校における支援学級や、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒への支援の充実を図るため、教職員への研修の充実等を推進するとともに、学校だけでは対応が困難な場合には、大学教授・医師等の専門家を学校園に派遣する各種事業を積極的に活用します。
- ★支援学校においては、幼稚園や小中学校の要請に応じ、障害のある幼児・児童・生徒の教育についての助言や援助、その保護者に対する教育相談の実施などを行うこととされています。支援学校の教員の専門性の向上や、地域支援の拠点となる支援学校のセンター的機能の充実を図ることを目的として、支援学校へ作業療法士や言語聴覚士などの専門家を派遣し、支援学校の地域の学校に対する支援の機能強化を行います。
- ★放課後児童健全育成事業において、障害児が安心して放課後活動ができるように、受け入れ体制の推進を図ります。

# [3-3] 文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションの推進

### 現状と課題

◇障害者の社会参加や生きがい、自己表現等において、文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等は大きな活力を担っています。「実態調査」では、「障害者が参加しやすいスポーツやレクリエーション、文化活動の推進」を求める声が、特に若年者を中心に多くなっており、こうしたニーズも踏まえつつ、文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等に障害者が参加しやすい環境を整えていくことが求められます。

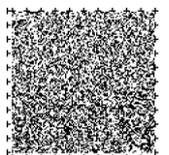


- ◇近年、障害者の文化芸術活動に対する関心が高まっており、美術、音楽などにおいて、障害者がその個性を発揮し、文化芸術を生み出す力が評価されてきています。本市においても、堺市展や市民芸術祭をはじめ、障害者を含めた市民が芸術に参加し、自己表現する機会の充実を図っています。また、市内の文化施設のバリアフリー化などを推進し、障害者が文化芸術に接する機会の充実に取り組んでいます。今後もこうした取り組みを一層進め、支援していく必要があります。
- ◇スポーツやレクリエーションについては、平成23年に施行された「スポーツ基本法」において、「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮」をすることが明記されました。本市においてもこうした方向性を踏まえ、「堺市スポーツ推進計画\*」において、重点的に取り組むべきテーマとして「高齢者や障害者のスポーツ活動の推進」を掲げています。
- ◇本市では、健康福祉プラザ\*のスポーツセンターにおいて、障害者のスポーツ活動の拡充や健康づくり、交流の促進などを目的としたさまざまな取り組みを進めています。また、堺市障害者スポーツ大会\*の開催や、全国障害者スポーツ大会\*への選手団派遣、スポーツ指導員の養成・育成等を通じて、障害者スポーツの普及を推進しているほか、障害者スポーツ・レクリエーション大会\*、精神障害者地域交流運動会（ハッスル運動会）\*など、障害者がスポーツ等を通じて交流できる機会の拡充を進めています。
- ◇今後は東京オリンピック・パラリンピックの開催などを機に、障害者スポーツ等への関心が高まっていくことも想定されることから、障害者スポーツ等に関する情報提供などを一層推進するとともに、障害者がスポーツやレクリエーションに親しむ機会の拡充や安心して参加できる環境整備、指導者等の育成等に取り組んでいく必要があります。

## 施策の取り組み方向

### ①文化芸術活動への参加の促進

- ★障害者が文化芸術に接し、文化芸術に関心を持つことができるよう、障害当事者団体が行っている文化活動に対する現状把握を行うとともに、市内文化施設等の一層のバリアフリー化の推進や、情報発信の充実、障害者を対象とした文化芸術セミナー、ワークショップやコンサートの開催などを検討します。
- ★障害者の芸術活動を支援するために、創作の場や展示の場の充実、作品展や発表会などのイベント開催などを推進します。また、芸術方面における才能の豊かな障害者を発掘し、作品の商品化を支援するなど、プロモーション活動（顧客を対象として行う広告、販売促進、営業活動）についての検討を行います。
- ★国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）\*との連携を強化し、国際交流を含めての障害者の文化

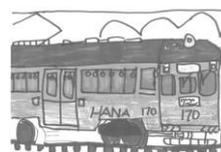
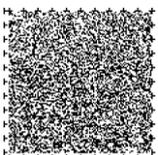


芸術活動へのバックアップ体制を充実します。

- ★学校等との連携を通じ、障害児が早期から文化芸術に親しむことのできる環境の整備を図ります。また、学校等で文化芸術活動に親しんだ障害児が、卒業後も文化芸術活動を続けられるような環境整備について検討を行います。

## ②スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進

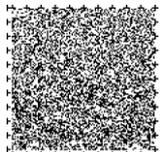
- ★障害者の競技スポーツへの支援として、各種目の競技団体や学校等とも連携しながら、指導者の育成等をより進めるとともに、市民と交流しながらトレーニングに取り組むことができる環境の充実等に取り組み、競技者がその力を一層伸ばしていけるように体制の強化を進めます。また、全国障害者スポーツ大会\*やさまざまな世界大会などへの選手派遣についてもバックアップ体制を充実します。
- ★気軽にスポーツやレクリエーションに参加できるように、健康福祉プラザ\*のスポーツセンターを中心に、場の提供や、各種スポーツ・レクリエーション教室の開催等を推進するとともに、障害者向けスポーツ・レクリエーションの紹介や運動器具の貸し出し・普及などに取り組みます。
- ★身近な市内スポーツ施設においても、障害特性に配慮した安全性の確保等を進め、スポーツ・レクリエーションに親しむことのできるよう環境整備に取り組みます。
- ★スポーツ施設の整備や大規模な公園の活用の際し、障害者に配慮した使用方法等について、検討を行います。
- ★市民マラソン等をはじめ、市民のスポーツ大会・イベント等への障害者の参加を促進し、スポーツ・レクリエーションを通じた交流の促進等を図ります。
- ★障害者スポーツ・レクリエーション大会\*や精神障害者地域交流運動会（ハッスル運動会）\*などの一層の充実を図り、障害者がスポーツ・レクリエーション活動を通じて健康づくりや交流などができる機会の拡充を推進します。
- ★学校等との連携により、障害児のスポーツ・レクリエーション環境を充実させるとともに、卒業後もスポーツ・レクリエーション活動を続けられるような環境整備について検討を行います。
- ★障害者のスポーツやレクリエーション活動を支える指導者やボランティアの育成をより充実します。



## [3-4] 就労の機会確保、優先雇用、安定雇用の促進

### 現状と課題

- ◇就労は、障害者の経済的自立の大きな手段であるとともに、社会参加や生きがいの面においても、障害者の生活において重要な意義を持ちます。「実態調査」によれば、18歳以上の障害者の2割弱が一般企業等で働いており、39歳以下に限れば、障害者の約3割が一般就労をしています。また、障害者の就労を進めるために必要なこととして、「職場に障害を理解してくれる人がいること」や「勤務場所に障害者に配慮した設備などが整っていること」、「短時間勤務や週の数日のみ働ける職場を増やすこと」などが求められています。
- ◇障害者の就労支援、雇用促進は、国においても重要な取り組みとなっており、平成18年の障害者自立支援法の施行において、障害福祉サービスに就労移行支援事業、就労継続支援事業が創設され、障害者の就労への福祉側からの支援が強化されるとともに、障害者雇用促進法においては、企業における障害者雇用への各種支援の拡充が進められ、法定雇用率\*の引き上げなど、障害者雇用の拡充に向けた企業側の取り組みが進められています。
- ◇本市では、障害者就業・生活支援センター\*を中心に、障害者の就労と生活を一体的に支援する取り組みを進めています。また、市内の就労移行支援事業者等で、一般企業などへの就労を希望する障害者に、ニーズや適性に応じた職業訓練や求職支援、就労後の職場定着のための支援等を行っています。また、精神障害者社会適応訓練事業\*などにおいても、障害者の個々の状況に応じたきめ細かな支援に取り組んでいるほか、難病患者についても、難病患者支援センターを含む関係各機関において、就労相談等を行っています。
- ◇ハローワークと連携して、障害者の就職面接会、雇用促進セミナー、企業啓発等を実施しており、障害者雇用の促進に向けた取り組みを進めています。今後もこれらの取り組みを一層推進し、障害者個々の職業能力の開発への支援を充実するとともに、企業への啓発や障害者雇用の際の各種支援等に取り組む、障害者、企業の双方が安心できる就労環境の整備を進めていく必要があります。
- ◇一般就労が困難な障害者にとって、福祉的就労は重要な就労の場であり、本市においても、就労継続支援B型事業所等において、さまざまな状況の障害者が働くことのできる環境が整備されています。今後もこうした取り組みをさらに充実させていく必要があります。
- ◇事業所における工賃は全般的に低い状況にあり、授産活動が安定しない事業所も見られることから、授産活動への各種支援、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法\*）」に基づく優先調達の推進や各関係機関が取り組んでいる雇用施策全般を通じて、事業所の運営の安定や工賃の向上など、福祉的就労の底上げをめざしていくことが必要です。



## 施策の取り組み方向

### ①職業訓練の充実

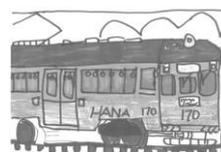
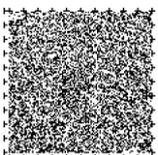
- ★障害者の一般就労にあたって、一般企業等で継続的に働くための個々の職業能力を見出し、伸ばすために、障害福祉サービス事業者等における訓練メニューの向上や、職業訓練機関等の訓練メニューの活用を進め、障害者の職業能力の開発に取り組みます。
- ★特別支援学校等と連携し、在学中からの個別の教育支援計画に基づいたキャリア教育や、職業訓練等のカリキュラムの充実に向けた支援を進めます。
- ★障害者が職業訓練において多様な仕事・職場を経験できるように、職場実習を受け入れる一般企業等との連携の拡充を進めます。

### ②関係機関の連携等による就労支援の推進

- ★障害者の就労にあたって、障害種別や個々の状況に応じた適切な支援が得られるように、障害者就業・生活支援センター\*等における就労支援の取り組みを充実します。
- ★障害者就業・生活支援センター\*をはじめ、難病患者就職サポーターなどを配置したハローワーク、地域障害者職業センター\*等の地域の関係専門機関の密接な連携とともに、医療、保健、福祉、産業、労働、教育等の各分野とのネットワークを充実します。
- ★就労支援の担い手である就労移行支援事業者等の育成と、専門性の向上に取り組むとともに、ハローワークや地域障害者職業センター\*による技術的・専門的な助言や援助等を活用し、障害者が就労に向けて、適切な支援が受けられるよう取り組みます。
- ★障害者が就労後も安定して働き続けられるよう、障害者就業・生活支援センター\*における職場定着支援を継続するとともに、相談支援機関や障害福祉サービス事業者等との連携において、生活面からの一体的な支援を進めます。

### ③企業啓発・支援の充実

- ★障害者の雇用を拡大するため、ハローワークとも協力し、企業面接会等への参加企業の増大を図るとともに、企業啓発セミナー等の充実を図ります。
- ★企業に向けた障害者雇用の啓発を充実するとともに、障害者雇用に関して、ジョブコーチ\*派遣や各種助成等の支援制度の情報をわかりやすく発信するなど、企業への情報提供の充実に取り組みます。



★障害者雇用にあたっては、職業マッチングの支援、ジョブコーチ\*の派遣や雇用後の定着支援など、適切な企業支援が受けられるように、ハローワーク、地域障害者職業センター\*、障害者就業・生活支援センター\*等との連携を進めます。

#### ④福祉的就労への支援の充実

★障害福祉サービス事業所における授産活動の向上に向け、健康福祉プラザ\*の授産活動支援センター等を中心に、授産製品の開発や品質向上、販路の拡大、アンテナショップ\*での販売の促進、障害者の工賃向上、就労継続支援B型事業所等の育成・専門性の向上や事業所の安定運営をめざした支援を充実します。

★授産製品が堺市の特産品となるよう開発を進め、製品の魅力向上を図るなど、商品としての付加価値を高める取り組みを推進します。

★「障害者優先調達推進法\*」による調達方針に基づき、市が率先して授産製品等の調達を推進し、市全体における授産製品の需要の増進を図ります。

★重度障害者の就労の場の確保を図るため、各局における委託事業を重度障害者多数雇用事業所に対して優先発注することに努めます。

#### ⑤障害者雇用への配慮等

★市内公共施設等において、障害者の職員雇用や、指定管理の運営主体等への障害者雇用の要請等を進め、障害者の働く場を拡充します。

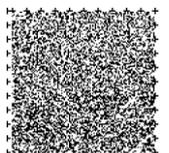
★障害者が働き続けるための職場環境の整備や、障害に対する合理的な配慮を進めるよう、企業・事業所等への啓発に取り組みます。

★本市の職員採用試験において、障害者が受験する際に障害への配慮を行い、障害の有無に関わらず安心して受験できるような環境づくりに努めます。

## [3-5] 公共的施設のバリアフリー化の推進

### 現状と課題

◇高齢者や障害者（以下「障害者等」という）の生活や社会参加の基盤として、公共施設や公共交通機関等をはじめとした都市基盤のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン\*に基づくまちづくりは重要です。「実態調査」によれば、外出する時に困ることが「ない」という人は2割程度と少なく、多くの障害者等が「道路や駅に階段や段差が多い」「電車・バスの乗降が困難、混雑時に利



用しにくい」など、さまざまな点で外出時に困難を感じています。

◇国においては、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、障害者等が利用する施設が多くある地域を中心に、バリアフリー化を推進するため、従来の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」と「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」を統合・拡充し、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行されました。

◇これまで、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づく建築物の確認・検査、また、「堺市交通バリアフリー基本構想」に基づく道路・鉄道駅舎等のバリアフリー化の推進やノンステップバス\*の導入促進、「堺市ハートフル整備計画（市有建築物福祉改善整備計画）」に基づく公共施設のバリアフリー化など、さまざまな取り組みを進めてきました。しかし、外出時に不便を感じる障害者等は依然として多いことから、上記のバリアフリー新法に基づく新たなバリアフリー基本構想を策定するとともに、障害当事者の意見も聞きながら、障害種別にきめ細かく配慮した基盤整備を一層推進し、障害者等が安全・安心に暮らせるまちづくりを展開していく必要があります。

◇都市基盤のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン\*のまちづくりにおけるハード面の環境整備、移動の妨げとなる放置自転車等の対策とともに、まちなかでの障害者等への配慮など、「心のバリアフリー」に向けての取り組みも合わせて推進していくことが必要です。

## 施策の取り組み方向

### ①障害者等に配慮した公共交通機関の整備

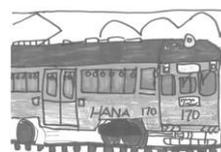
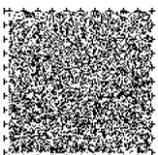
★鉄道事業者等と連携し、鉄道駅舎を含め、公共交通機関の施設などのバリアフリー化を引き続き促進していきます。

★駅施設や車両内での案内に関して、障害特性に配慮した情報提供・表示を一層充実するため、交通事業者等に働きかけていきます。

★障害者等の意見を聴きながら、公共交通機関におけるバリアフリー化の推進に努めます。

### ②障害者等に配慮した公共的施設の整備

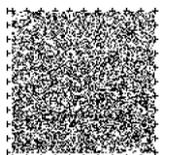
★駅を中心とした地区や、障害者等が利用する施設が多くある地域を中心に、バリアフリー化を計画的に推進します。



- ★市役所、区役所をはじめとする公共施設について、きめ細かく障害特性に配慮し、より一層のバリアフリー化を推進します。また、大規模建築物などを整備する主体に対する指導等を徹底します。
- ★公園施設のバリアフリー化により、障害者等が利用しやすい都市公園の整備を進めます。
- ★現地点検調査（タウンウォッチング）などの手法も活用し、障害者等の意見を聞きながら、地区整備や施設整備におけるバリアフリー化の推進に努めます。

### ③障害者等に配慮したまちづくりの推進

- ★歩道の段差や勾配の改善、視覚障害者誘導ブロックの敷設など、障害者等に配慮した安全な歩行空間の確保を推進します。
- ★障害者等の移動の妨げになる放置自転車の撤去・削減等の対策を推進します。
- ★市民や事業者等に対し、バリアフリー化についての周知・啓発を一層充実するとともに、移動中に困っている障害者等に会ったときの配慮や、自転車利用のルール・マナーなどについて、「心のバリアフリー」の醸成に向けた啓発を進めます。
- ★車での人の乗降に必要な駐車スペースについて、障害者等に配慮したスペースの確保に向けてより一層検討を進めます。



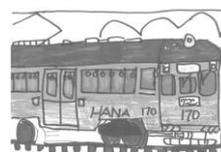
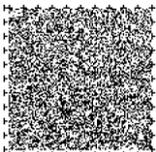
# 第4章 計画の推進と進捗管理

## 1 計画推進の基本的な考え方

- ◆本計画は、行政計画として、今後9年間における本市の障害者施策の基本的な方向を示すものであり、本計画に基づいて主体的に施策・事業の推進に取り組んでいきます。
- ◆しかしながら、施策・事業の効果的な展開を図り、障害者のよりよい暮らしを実現していくためには、行政のみならず、関係する多様な主体がその力を発揮していくことが重要となります。行政はもとより、障害当事者、事業者、各分野における関係機関、地域などのさまざまな主体が、それぞれ役割を分担しながら協力し合い、限られた資源を最大限に活用しながら、一体的な取り組みを進めていくことが必要です。本計画の推進にあたっては、各主体のこのような積極的な関わりのもと、「協働」による取り組みをめざしていくことを基本的な考え方とします。

## 2 計画の推進体制

- ◆市内においては、「堺市障害者施策推進委員会」を継続設置し、関係部局相互の連携を図りながら、さまざまな行政分野にわたる本計画の施策・事業を総合的に推進します。
- ◆全市的体制としては、「堺市障害者施策推進協議会」において、幅広い見地から本計画の進捗管理や本市の障害者施策の課題検討などを行い、計画の適切な推進を図ります。
- ◆計画の推進にあたっての課題や多様なニーズを把握するためには、障害者やその家族、支援者等の視点を取り入れていくことが重要となります。本計画の推進にあたっては、障害者不在の障害者施策とならないよう、障害者やその家族、支援者の意見を聞く場を設けるなどの取り組みを通じて、計画推進への当事者参画を促進します。

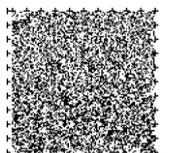


### 3 計画の普及・啓発

- ◆計画を広く公表し、市民への周知に努めるとともに、市ホームページをはじめ、さまざまな媒体を活用して、本市における障害者福祉の考え方や施策の内容をわかりやすく紹介するなど、計画に関する情報発信を行い、障害者施策への市民の理解を深めるよう努めます。
- ◆関係機関や障害者団体等と連携し、情報が得られにくい環境にある障害者等に配慮しつつ、きめ細かい広報・啓発活動を進めます。

### 4 計画の進捗管理と評価

- ◆本計画の進捗管理と評価を行う主体として障害者施策推進協議会を位置づけるとともに、毎年度を基本サイクルとして、施策・事業の実施状況などの基本的な情報を収集・整理し、計画の進捗状況の点検や評価を行うことで、計画の効果的かつ継続的な推進を図ります。
- ◆施策・事業の実施状況、今後の実施方針等を担当課にて整理・検討し、その結果を協議会において点検・評価することで、以後の計画推進や次期計画の策定に活用していきます。また、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業のサービスの見込量や提供体制の確保などについては、障害福祉計画において、成果目標及び活動指標を設定し、進捗管理を行っていきます。点検・評価結果については、市ホームページ等で市民に公表します。
- ◆障害者福祉に関する制度等の大きな変化など、本計画の前提に大きな影響を与えると想定される変化が生じた場合は、計画期間中においても必要に応じて計画内容の見直しを行い、本計画の効果的、合理的な推進を図っていきます。



# 参考資料

## 1 障害者の状況

### ①障害者手帳等所持者数

◆障害者数は、身体、知的、精神、難病いずれも増加傾向にあります。対人口比についても、小児慢性特定疾患医療受給者数を除き上昇傾向にあり、今後も障害者数は増えていくものと考えられます。

障害者(児)数の状況(各年度末数値)

(人)

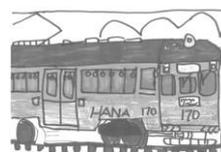
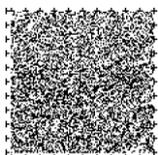
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障害者手帳所持者数	33,926	35,664	37,141	38,421	39,767	41,253	36,988	37,475	37,770
18歳未満	701	721	721	726	721	722	710	692	684
18歳以上	33,225	34,943	36,420	37,695	39,046	40,531	36,278	36,783	37,086
療育手帳所持者数	4,832	5,098	5,363	5,606	5,832	6,058	6,294	6,497	6,713
18歳未満	1,429	1,518	1,618	1,676	1,736	1,809	1,895	1,865	1,882
18歳以上	3,403	3,580	3,745	3,930	4,096	4,249	4,399	4,632	4,831
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,302	3,892	4,579	5,113	5,578	5,327	5,702	6,192	6,627
自立支援医療(精神通院)受給者数	10,367	12,106	10,320	11,624	11,596	12,265	12,806	13,451	13,719
特定疾患医療受給者数	3,864	3,787	4,255	4,349	4,865	5,040	5,457	5,745	6,878
小児慢性特定疾患医療受給者数	2,318	1,242	1,191	1,183	1,190	1,185	1,108	1,125	1,149

※身体障害者手帳所持者数の平成22年度から平成23年度の減少は、手帳所持者の精査を行い、実態のない手帳の登録削除を実施したためです。

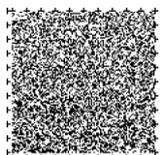
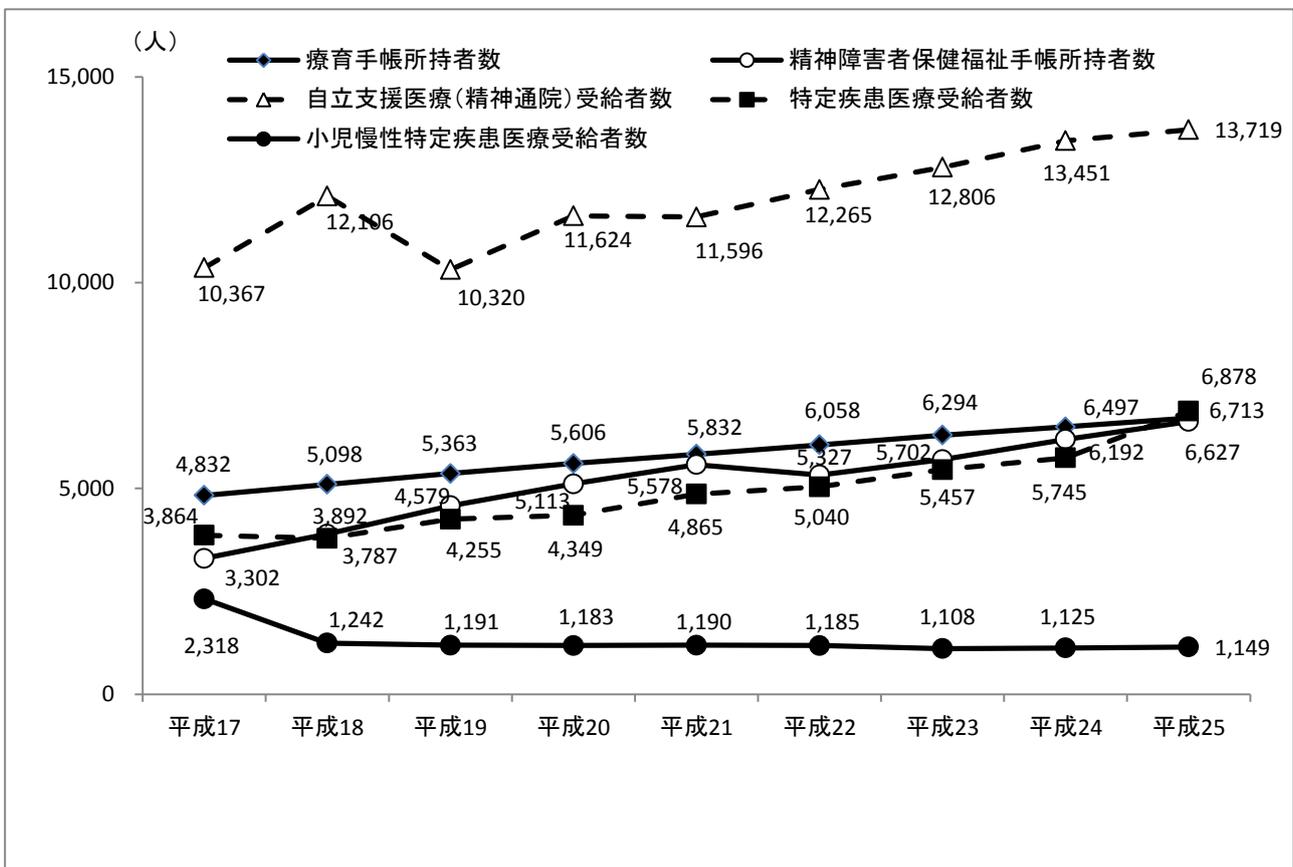
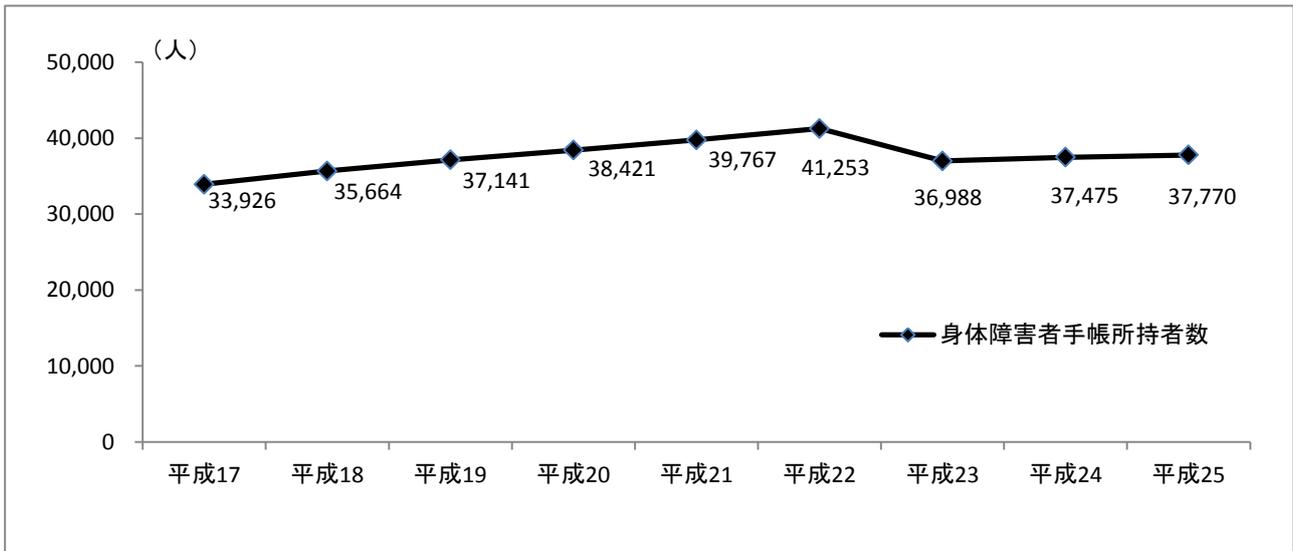
※特定疾患医療受給者数は特定疾患56疾患の受給者数です。

対人口比

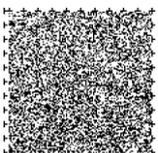
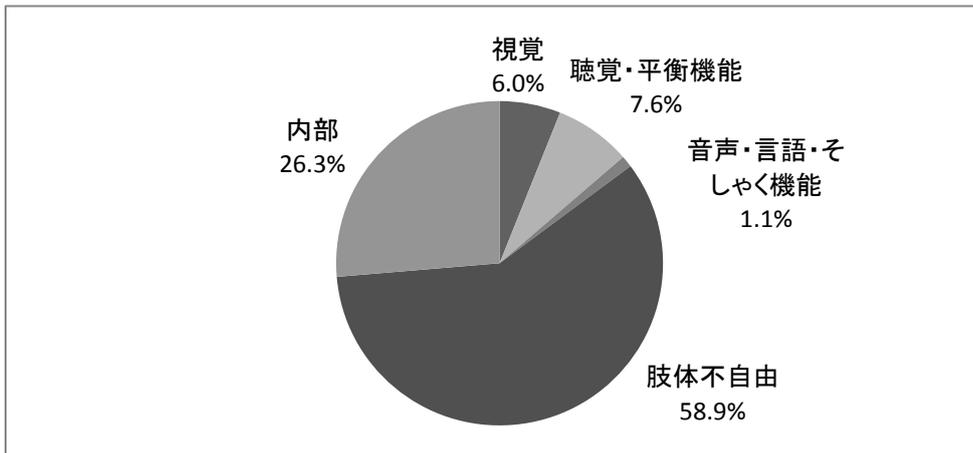
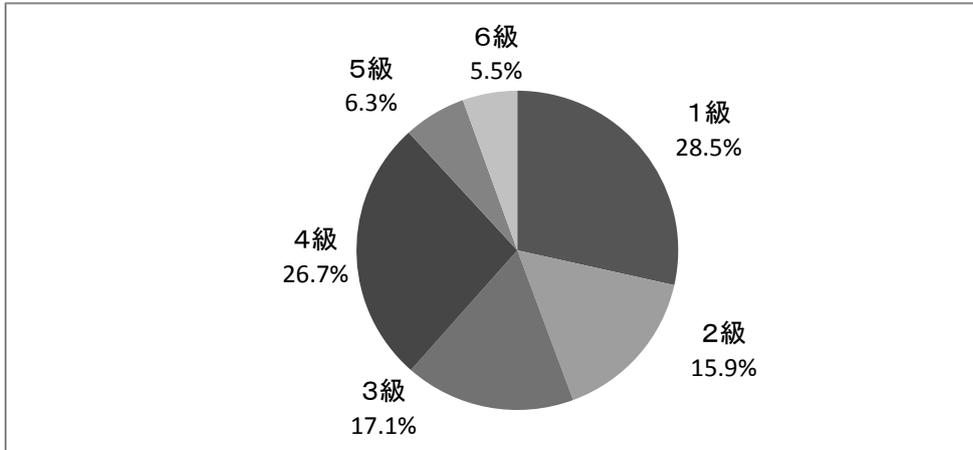
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障害者手帳所持者数	4.09%	4.28%	4.45%	4.59%	4.74%	4.90%	4.39%	4.45%	4.50%
療育手帳所持者数	0.58%	0.61%	0.64%	0.67%	0.70%	0.72%	0.75%	0.77%	0.80%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	0.40%	0.47%	0.55%	0.61%	0.67%	0.63%	0.68%	0.74%	0.79%
自立支援医療(精神通院)受給者数	1.25%	1.45%	1.24%	1.39%	1.38%	1.46%	1.52%	1.60%	1.63%
特定疾患医療受給者数	0.47%	0.45%	0.51%	0.52%	0.58%	0.60%	0.65%	0.68%	0.82%
小児慢性特定疾患医療受給者数	0.28%	0.15%	0.14%	0.14%	0.14%	0.14%	0.13%	0.13%	0.14%



(手帳所持者数等の推移)

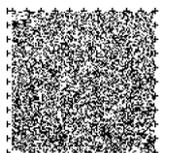


◆身体障害者の等級、障害種別の内訳は、平成25年度末で、1級、4級の割合が高くなっています。種別は、肢体不自由が58.9%、内部障害が26.3%、聴覚・平衡機能が7.6%、視覚が6.0%等となっています。



身体障害者(児)の障害種別・等級別数(平成25年度末)

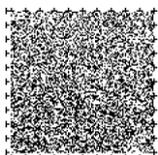
	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害(18歳未満)	25	17	2	0	0	3	3
視覚障害(18歳以上)	2,257	716	727	148	156	306	204
聴覚・平衡機能障害(18歳未満)	115	4	56	25	11	0	19
聴覚・平衡機能障害(18歳以上)	2,754	324	668	283	520	15	944
聴覚機能障害(18歳未満)	115	4	56	25	11	0	19
聴覚機能障害(18歳以上)	2,741	323	666	283	520	5	944
平衡機能障害(18歳未満)	0	0	0	0	0	0	0
平衡機能障害(18歳以上)	13	1	2	0	0	10	0
音声・言語・そしゃく機能障害(18歳未満)	11	0	0	0	11	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害(18歳以上)	422	14	32	217	159	0	0
肢体不自由障害(18歳未満)	374	172	93	45	39	15	10
肢体不自由障害(18歳以上)	21,864	3,513	4,270	4,363	6,783	2,037	898
上肢障害(18歳未満)	126	72	13	20	14	5	2
上肢障害(18歳以上)	6,604	2,199	1,862	862	784	472	425
下肢障害(18歳未満)	72	17	23	6	15	3	8
下肢障害(18歳以上)	11,715	535	1,154	2,561	5,976	1,023	466
体幹障害(18歳未満)	65	30	24	10	0	1	0
体幹障害(18歳以上)	3,337	678	1,198	925	5	531	0
脳原性運動機能障害(18歳未満)	111	53	33	9	10	6	0
脳原性運動機能障害(18歳以上)	208	101	56	15	18	11	7
上肢機能障害(18歳未満)	59	36	15	2	4	2	0
上肢機能障害(18歳以上)	105	69	17	5	4	8	2
移動機能障害(18歳未満)	52	17	18	7	6	4	0
移動機能障害(18歳以上)	103	32	39	10	14	3	5
内部障害(18歳未満)	159	81	3	47	28	0	0
内部障害(18歳以上)	9,789	5,925	139	1,345	2,380	0	0
心臓機能障害(18歳未満)	130	64	1	43	22	0	0
心臓機能障害(18歳以上)	5,452	3,494	58	862	1,038	0	0
じん臓機能障害(18歳未満)	4	3	0	0	1	0	0
じん臓機能障害(18歳以上)	2,230	2,114	18	80	18	0	0
呼吸器機能障害(18歳未満)	4	3	0	1	0	0	0
呼吸器機能障害(18歳以上)	658	232	16	273	137	0	0
ぼうこう・直腸機能障害(18歳未満)	8	0	2	3	3	0	0
ぼうこう・直腸機能障害(18歳以上)	1,264	7	7	92	1,158	0	0
小腸機能障害(18歳未満)	4	2	0	0	2	0	0
小腸機能障害(18歳以上)	38	11	3	4	20	0	0
免疫機能障害(18歳未満)	0	0	0	0	0	0	0
免疫機能障害(18歳以上)	108	35	34	32	7	0	0
肝臓機能障害(18歳未満)	9	9	0	0	0	0	0
肝臓機能障害(18歳以上)	39	32	3	2	2	0	0
計(18歳未満)	684	274	154	117	89	18	32
計(18歳以上)	37,086	10,492	5,836	6,356	9,998	2,358	2,046
総計	37,770	10,766	5,990	6,473	10,087	2,376	2,078



◆障害者の年齢階層は、身体障害者では65歳以上の高齢者が約7割を占めています。知的障害者は20～39歳の年齢層、精神障害者は40～64歳の年齢層の割合が高くなっています。いずれの障害種別においても、65歳以上の高齢者の割合が上昇しています。

障害者(児)の年齢階層構成比(各年度末)

	種別 年齢階層	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳		自立支援医療 (精神通院)	
		人数	構成比率	人数	構成比率	人数	構成比率	人数	構成比率
平成23 年度	0歳～5歳	155	0.4%	252	4.0%	0	0.0%	6	0.0%
	6歳～17歳	554	1.5%	1,643	26.1%	96	1.7%	359	2.8%
	18歳・19歳	101	0.3%	242	3.8%	29	0.5%	126	1.0%
	20歳～39歳	2,021	5.5%	2,351	37.4%	1,423	25.0%	3,434	26.8%
	40歳～64歳	9,324	25.2%	1,604	25.5%	3,145	55.2%	6,306	49.2%
	65歳以上	24,832	67.1%	202	3.2%	1,009	17.7%	2,575	20.1%
	計	36,987	100.0%	6,294	100.0%	5,702	100.0%	12,806	100.0%
平成24 年度	0歳～5歳	138	0.4%	245	3.8%	4	0.1%	4	0.0%
	6歳～17歳	552	1.5%	1,616	24.9%	130	2.1%	363	2.7%
	18歳・19歳	105	0.3%	290	4.5%	36	0.6%	132	1.0%
	20歳～39歳	1,936	5.2%	2,363	36.4%	1,499	24.2%	3,380	25.1%
	40歳～64歳	8,912	23.8%	1,746	26.9%	3,383	54.6%	6,745	50.1%
	65歳以上	25,832	68.9%	237	3.6%	1,140	18.4%	2,827	21.0%
	計	37,475	100.0%	6,497	100.0%	6,192	100.0%	13,451	100.0%
平成25 年度	0歳～5歳	128	0.3%	265	3.9%	5	0.1%	2	0.0%
	6歳～17歳	555	1.5%	1,617	24.1%	179	2.7%	321	2.3%
	18歳・19歳	105	0.3%	334	5.0%	29	0.4%	114	0.8%
	20歳～39歳	1,861	4.9%	2,385	35.5%	1,532	23.1%	3,337	24.3%
	40歳～64歳	8,523	22.6%	1,832	27.3%	3,592	54.2%	6,895	50.3%
	65歳以上	26,598	70.4%	280	4.2%	1,290	19.5%	3,050	22.2%
	計	37,770	100.0%	6,713	100.0%	6,627	100.0%	13,719	100.0%

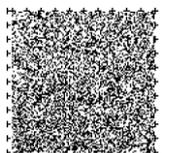


## ②障害支援（程度）区分認定者数

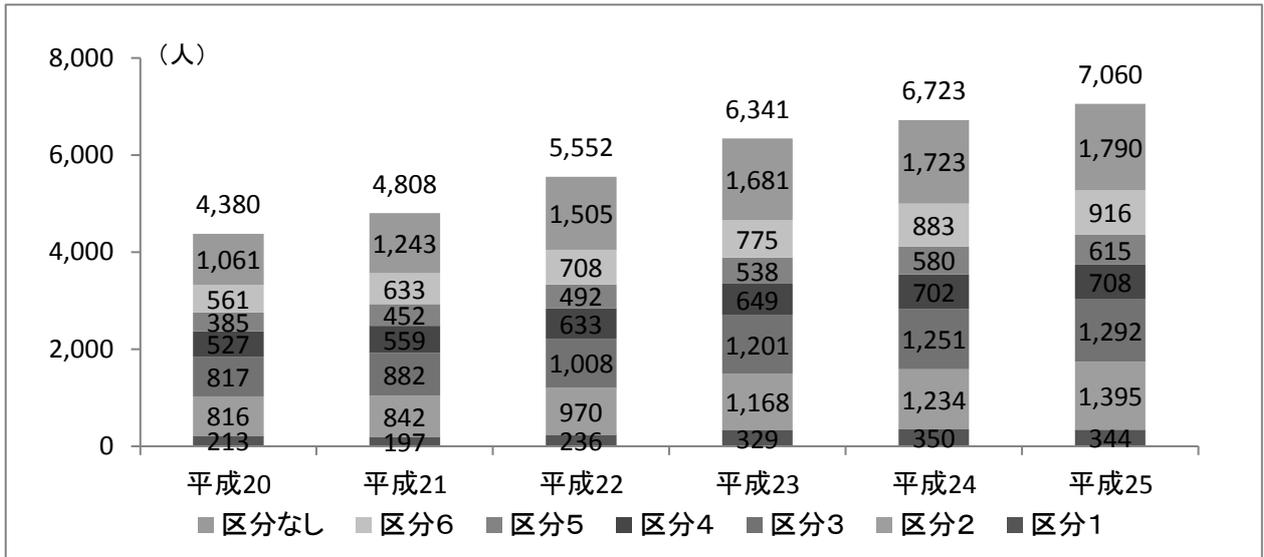
◆障害支援（程度）区分認定者数は増加傾向にあり、平成25年度末で7,060人となっています。  
手帳所持者数に対する認定者数の割合も上昇傾向が見られます。

障害支援（程度）区分認定者数の状況（各年度末） (人)

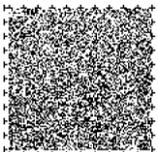
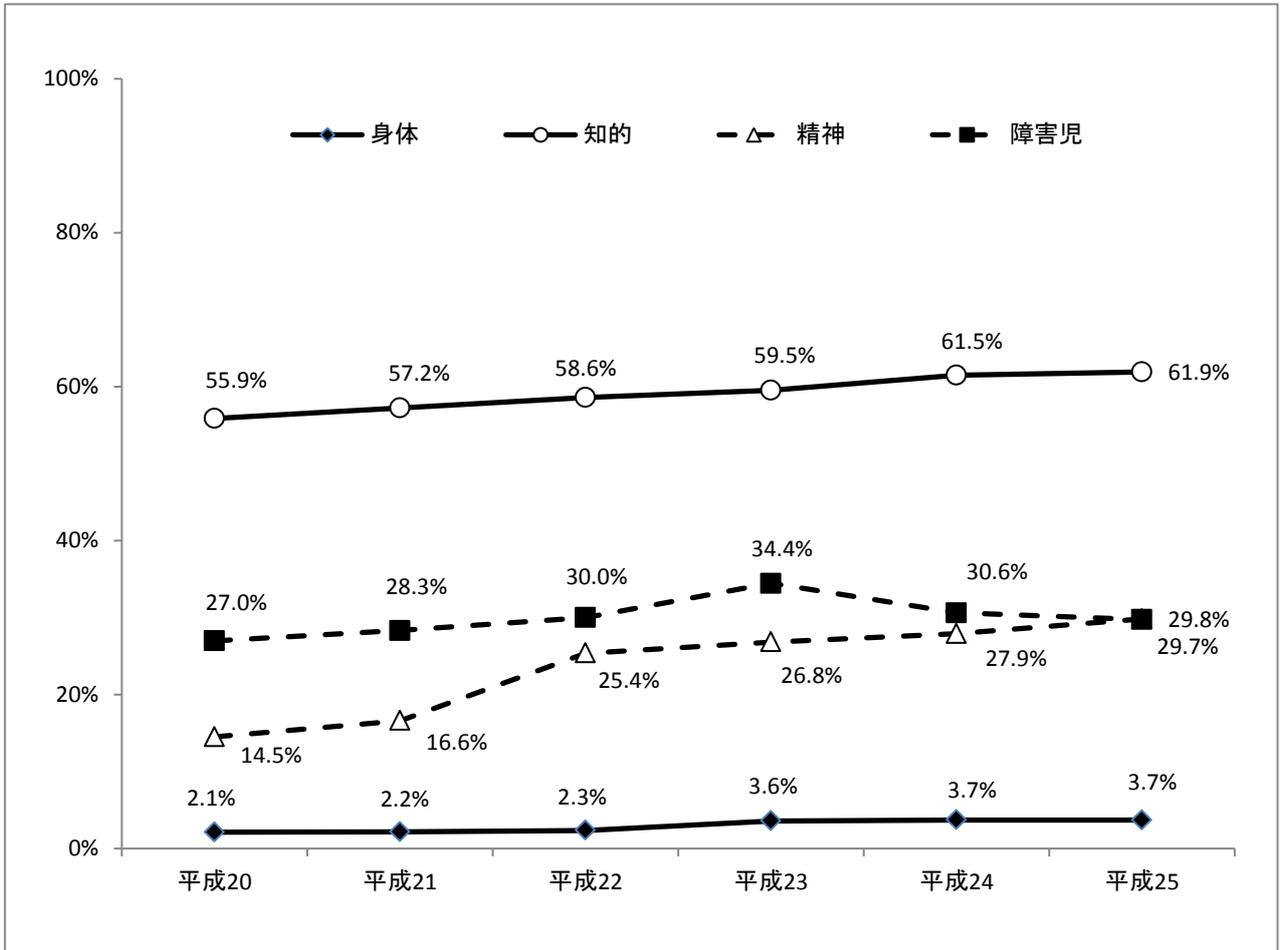
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし	合計
平成20 年度	身体	49	164	134	73	75	184	116	795
	知的	97	370	475	363	283	372	236	2,196
	精神	67	282	208	91	27	5	61	741
	障害児	—	—	—	—	—	—	648	648
	合計	213	816	817	527	385	561	1,061	4,380
平成21 年度	身体	43	157	143	85	88	206	120	842
	知的	89	365	489	391	340	422	248	2,344
	精神	65	320	250	83	24	5	179	926
	障害児	—	—	—	—	—	—	696	696
	合計	197	842	882	559	452	633	1,243	4,808
平成22 年度	身体	48	169	176	95	99	240	125	952
	知的	105	392	535	443	374	459	182	2,490
	精神	83	409	297	95	19	9	439	1,351
	障害児	—	—	—	—	—	—	759	759
	合計	236	970	1,008	633	492	708	1,505	5,552
平成23 年度	身体	115	254	290	119	130	282	106	1,296
	知的	120	423	570	449	385	487	185	2,619
	精神	94	491	341	81	23	6	493	1,529
	障害児	—	—	—	—	—	—	897	897
	合計	329	1,168	1,201	649	538	775	1,681	6,341
平成24 年度	身体	120	248	317	124	131	297	128	1,365
	知的	129	439	574	493	424	578	211	2,848
	精神	101	547	360	85	25	8	601	1,727
	障害児	—	—	—	—	—	—	783	783
	合計	350	1,234	1,251	702	580	883	1,723	6,723
平成25 年度	身体	104	272	297	123	140	300	132	1,368
	知的	143	470	607	499	442	607	223	2,991
	精神	97	647	384	83	32	9	669	1,921
	障害児	—	—	—	—	—	—	763	763
	難病	0	6	4	3	1	0	3	17
	合計	344	1,395	1,292	708	615	916	1,790	7,060



(認定者数の推移)



(手帳所持者数に対する認定者数の割合)



## 2 堺市障害者等実態調査の概要

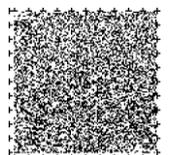
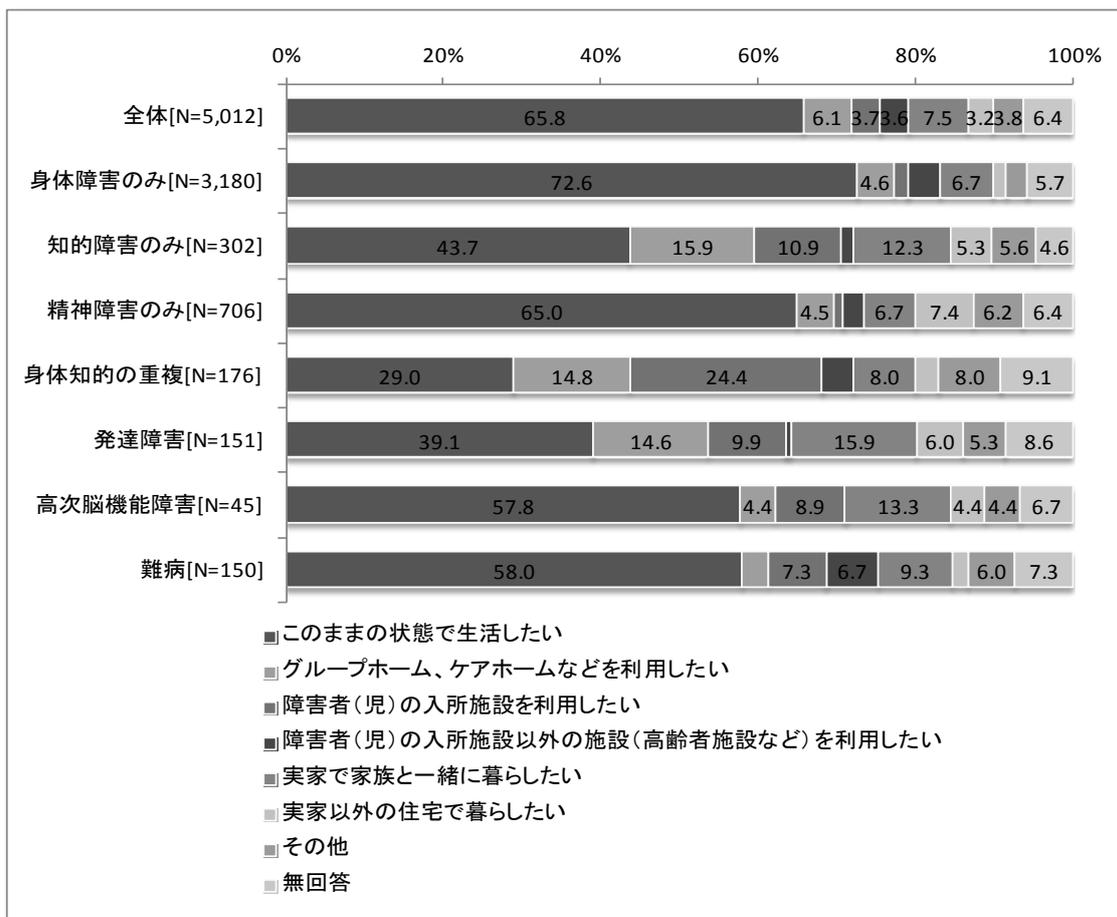
### 調査概要

調査対象	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者から、無作為抽出で 9,000 人を選び、郵送により実施
回収率	55.7%
調査時期	平成 22 年 9 月～10 月

### 調査結果の概要

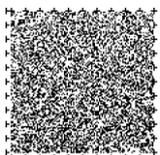
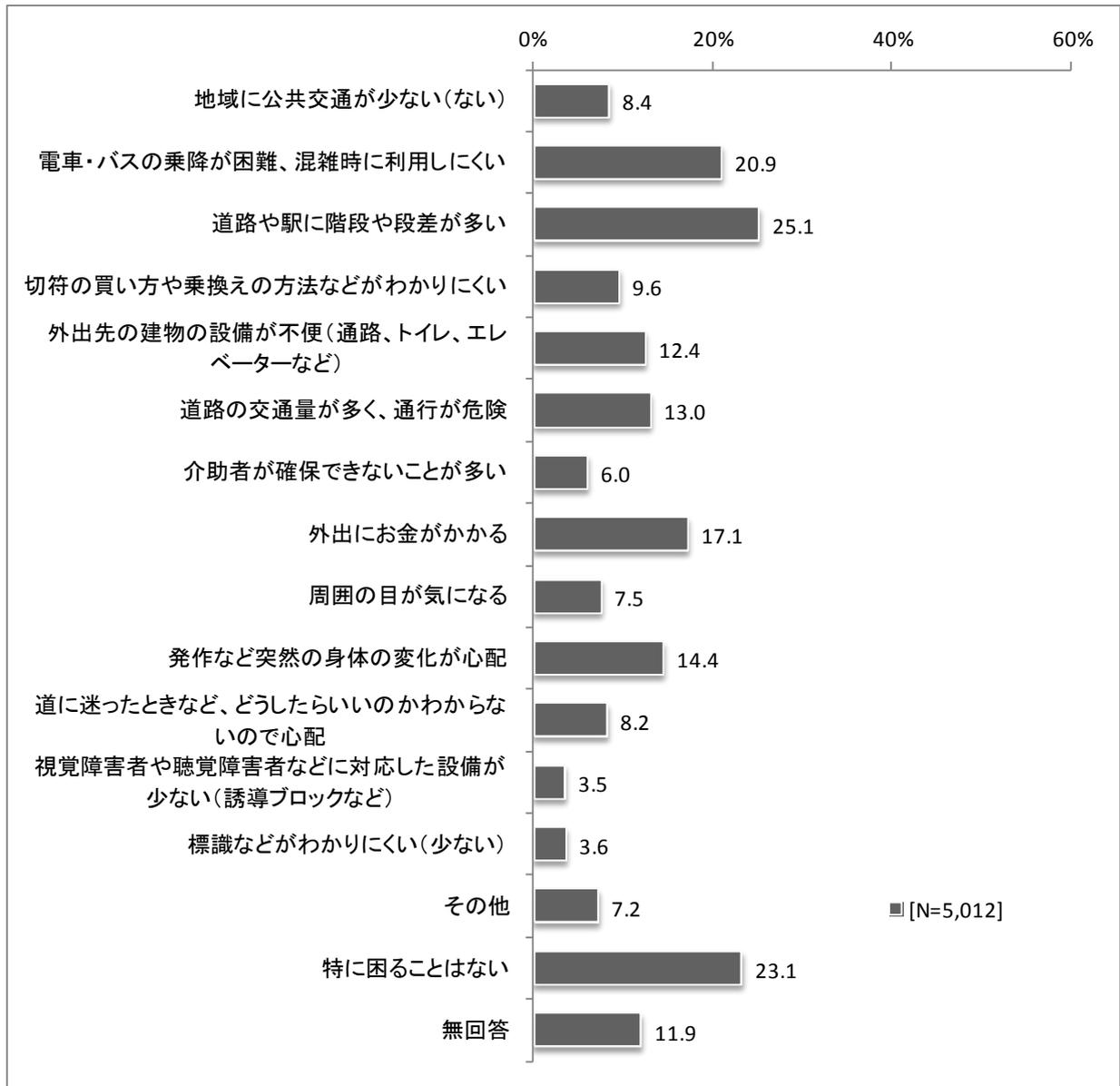
（将来の暮らし方の希望）

◆将来の暮らし方の希望を聞いたところ、「このままの状態与生活したい」が65.8%と高い割合です。一方、「実家で家族と一緒に暮らしたい」が7.5%、「グループホーム、ケアホームなどを利用したい」が6.1%等となっています。



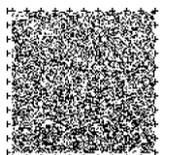
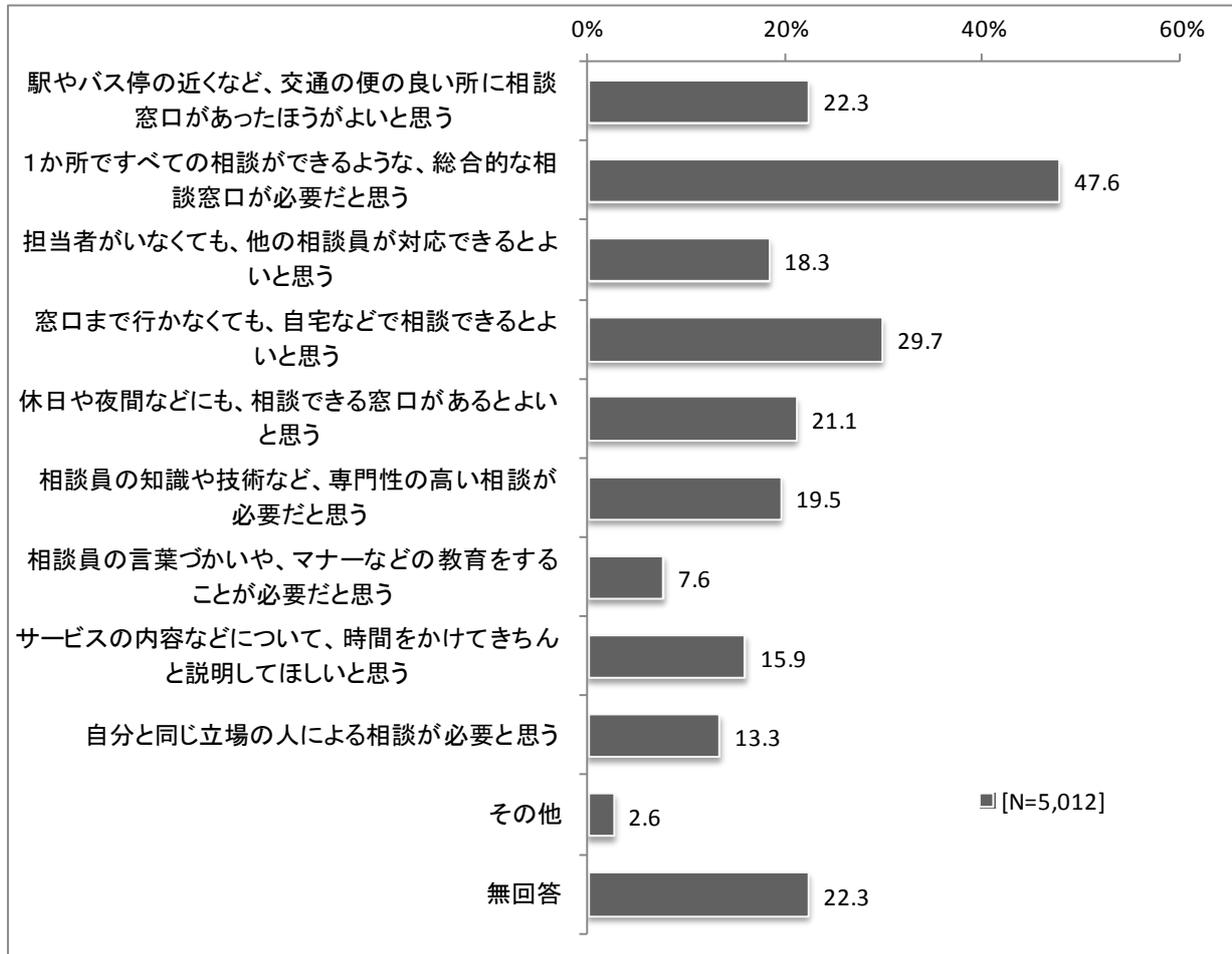
(外出する時に困ること)

◆外出する時に困ることを聞いたところ、「道路や駅に階段や段差が多い」が25.1%、「電車・バスの乗降が困難、混雑時に利用しにくい」が20.9%等となっています。



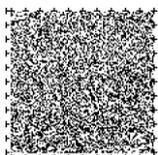
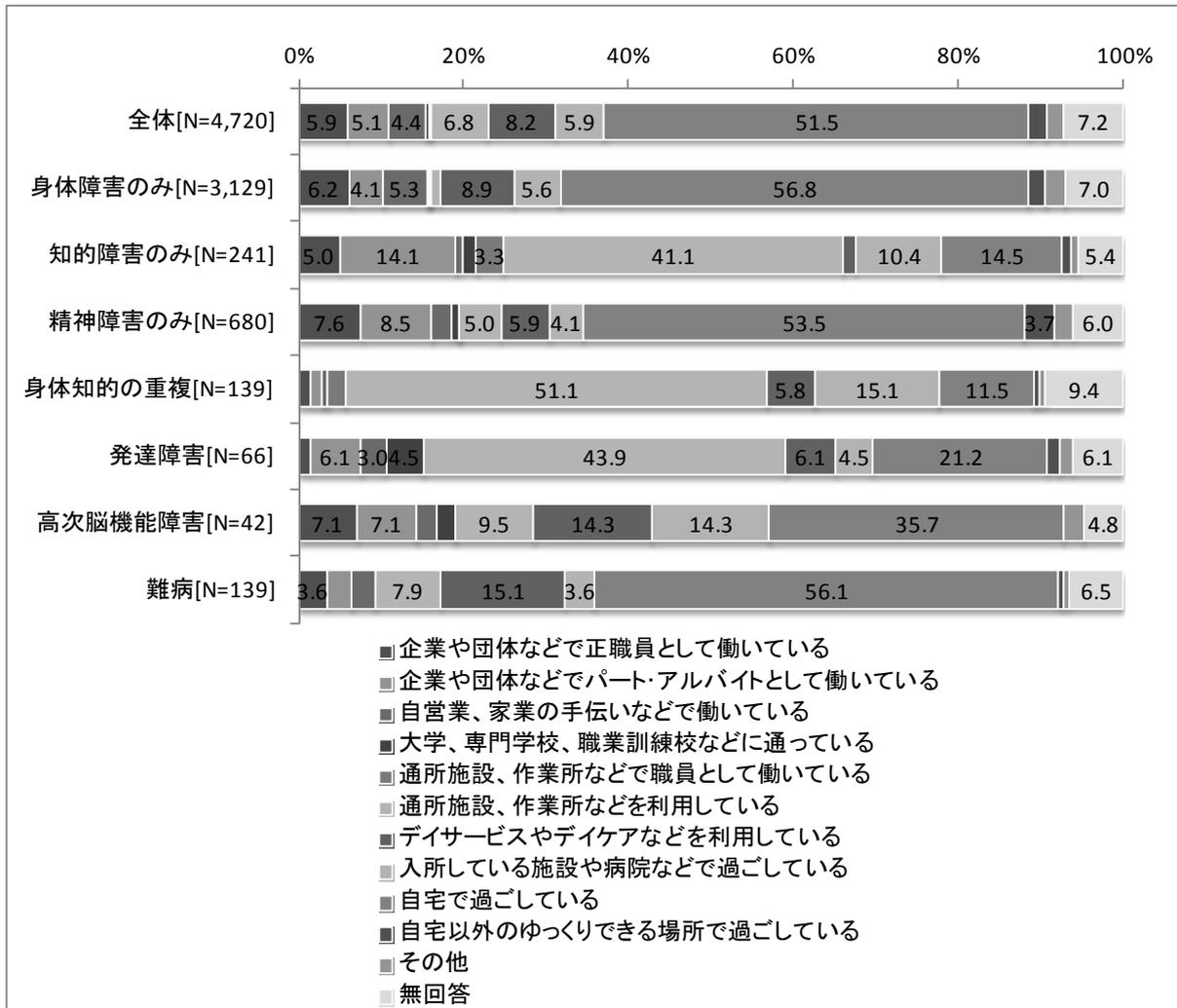
(相談窓口で重要だと思うこと)

◆区役所や民間の相談窓口で重要だと思うことを聞いたところ、「1か所ですべての相談ができるような、総合的な相談窓口が必要だと思う」が47.6%、「窓口まで行かなくても、自宅などで相談できるとよいと思う」が29.7%、「駅やバス停の近くなど、交通の便の良い所に相談窓口があったほうがよいと思う」が22.3%等となっています。



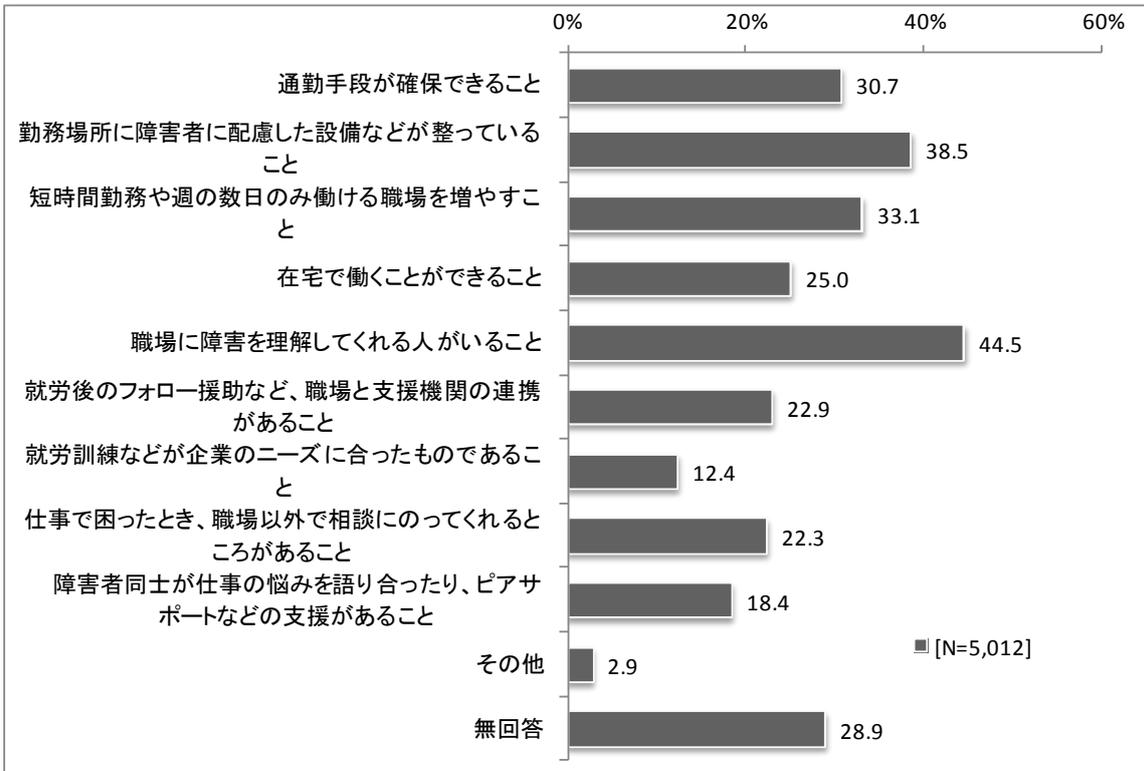
(18歳以上の人の平日日中の過ごし方)

◆18歳以上の人に、平日の日中の過ごし方を聞いたところ、「自宅で過ごしている」が51.5%とほぼ半数、「デイサービスやデイケアなどを利用している」が8.2%、「通所施設、作業所などを利用している」が6.8%等となっています。一方、就労している人は15.4%です。



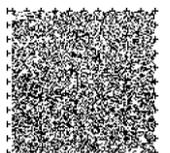
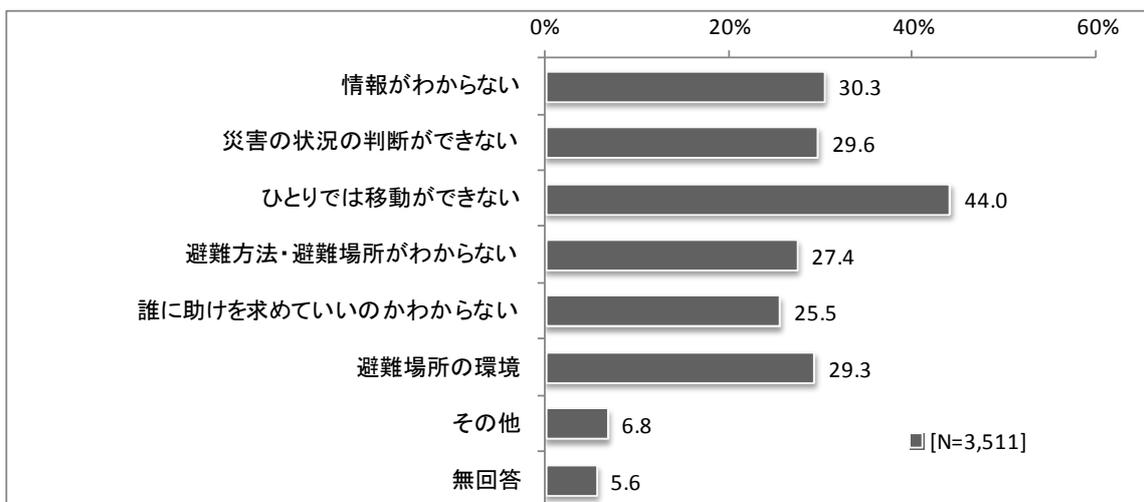
(障害者の就労を進めるために必要なこと)

◆障害者の就労を進めるために必要なことを聞いたところ、「職場に障害を理解してくれる人がいること」が44.5%、「勤務場所に障害者に配慮した設備などが整っていること」が38.5%、「短時間勤務や週の数日のみ働ける職場を増やすこと」が33.1%となっています。



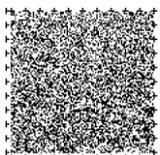
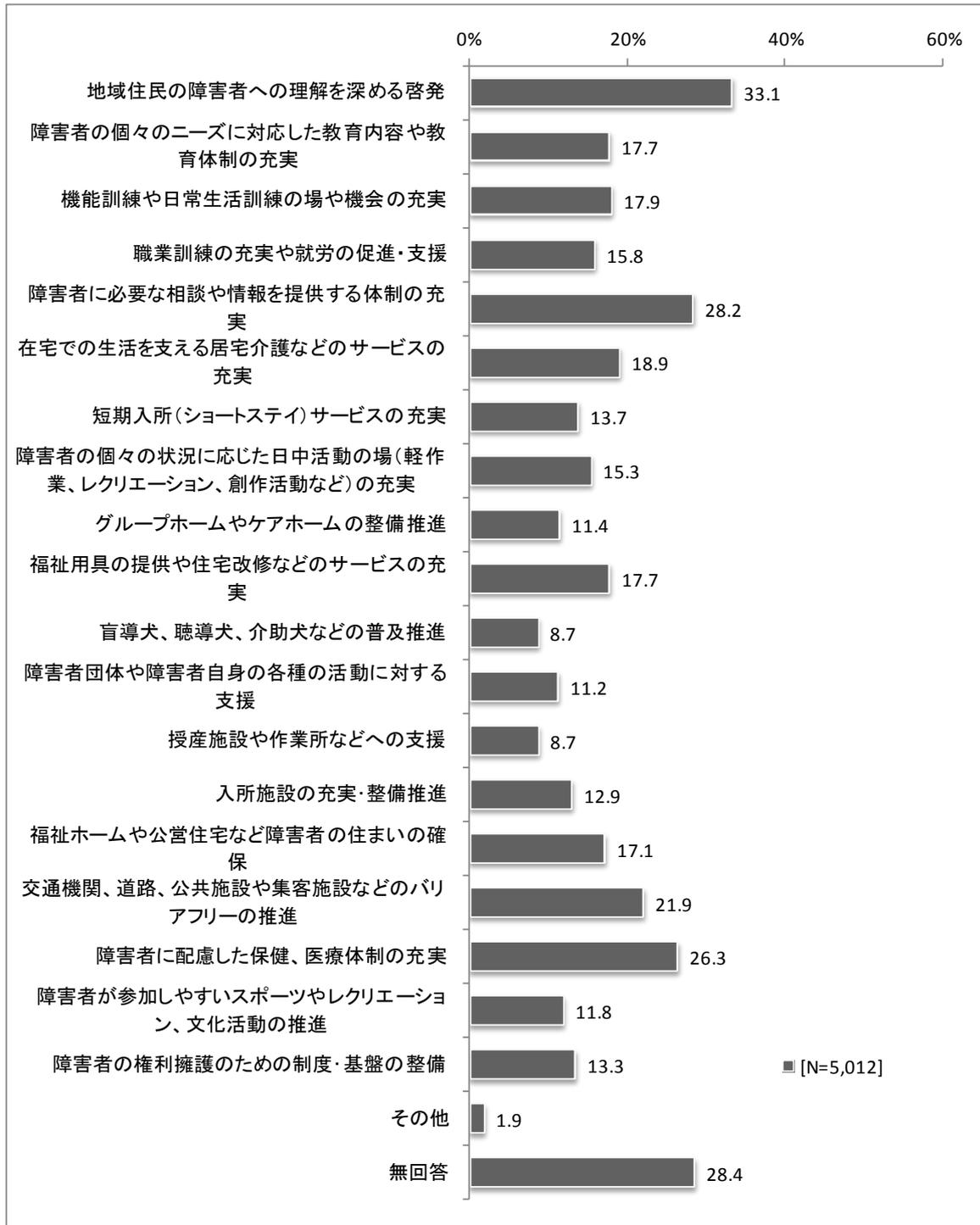
(災害時の避難についての不安)

◆災害時の避難についての不安を聞いたところ、「ひとりでは移動ができない」が44.0%、「情報がわからない」が30.3%、「災害の状況の判断ができない」が29.6%、「避難場所の環境」が29.3%となっています。



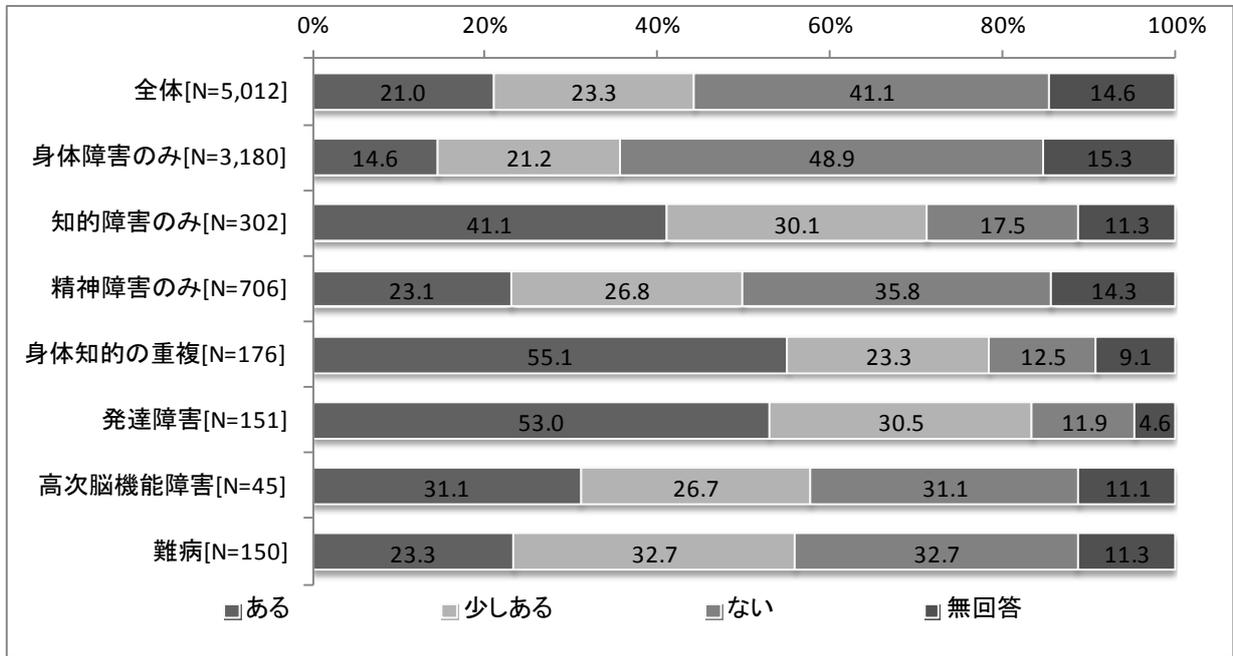
(障害者の暮らしやすい社会づくり・まちづくり)

◆障害者の暮らしやすい社会づくり・まちづくりにおいて、行政が推進すべき取り組みについて聞いたところ、「地域住民の障害者への理解を深める啓発」の割合が33.1%と最も高く、次いで、「障害者に必要な相談や情報を提供する体制の充実」が28.2%、「障害者に配慮した保健、医療体制の充実」が26.3%、「交通機関、道路、公共施設や集客施設などのバリアフリー化の推進」が21.9%と続いています。



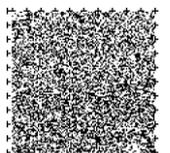
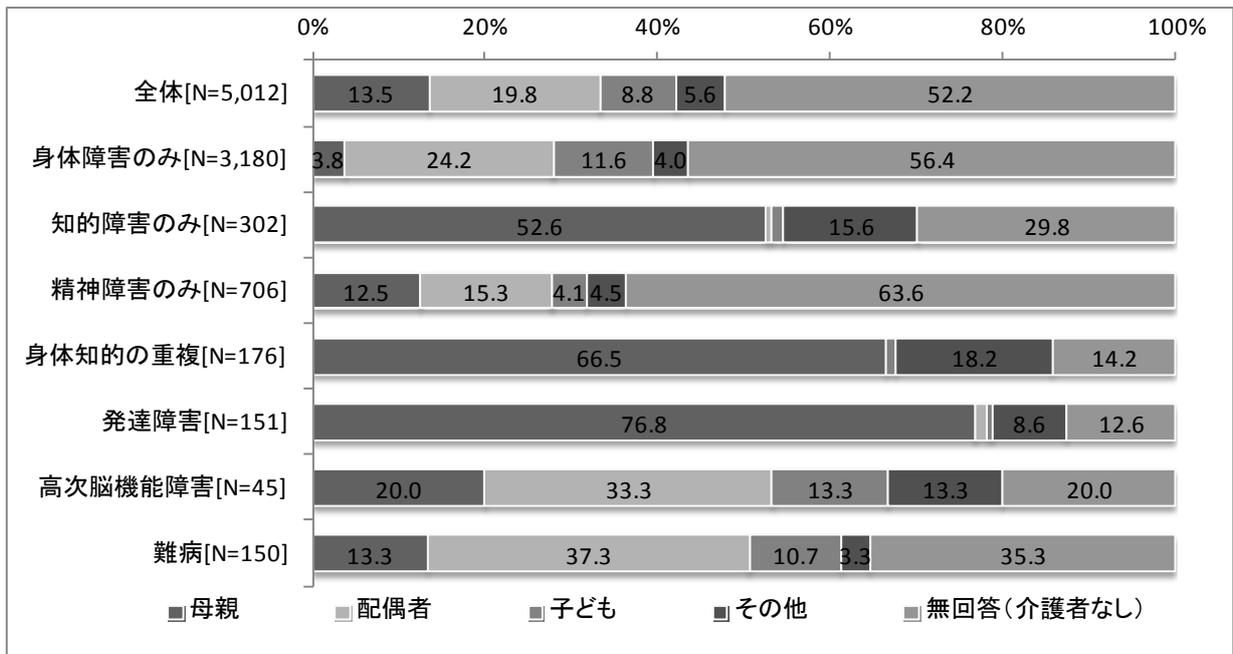
(障害があることによる差別や嫌な思いの経験)

◆障害があることによる差別や嫌な思いの経験を聞くと、「ない」が41.1%、「少しある」が23.3%、「ある」が21.0%となっています。障害別に見ると、「知的」で「ある」の割合が高くなっており、多くの知的障害者が差別等を受けた経験のあることがわかります。

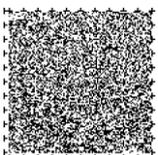
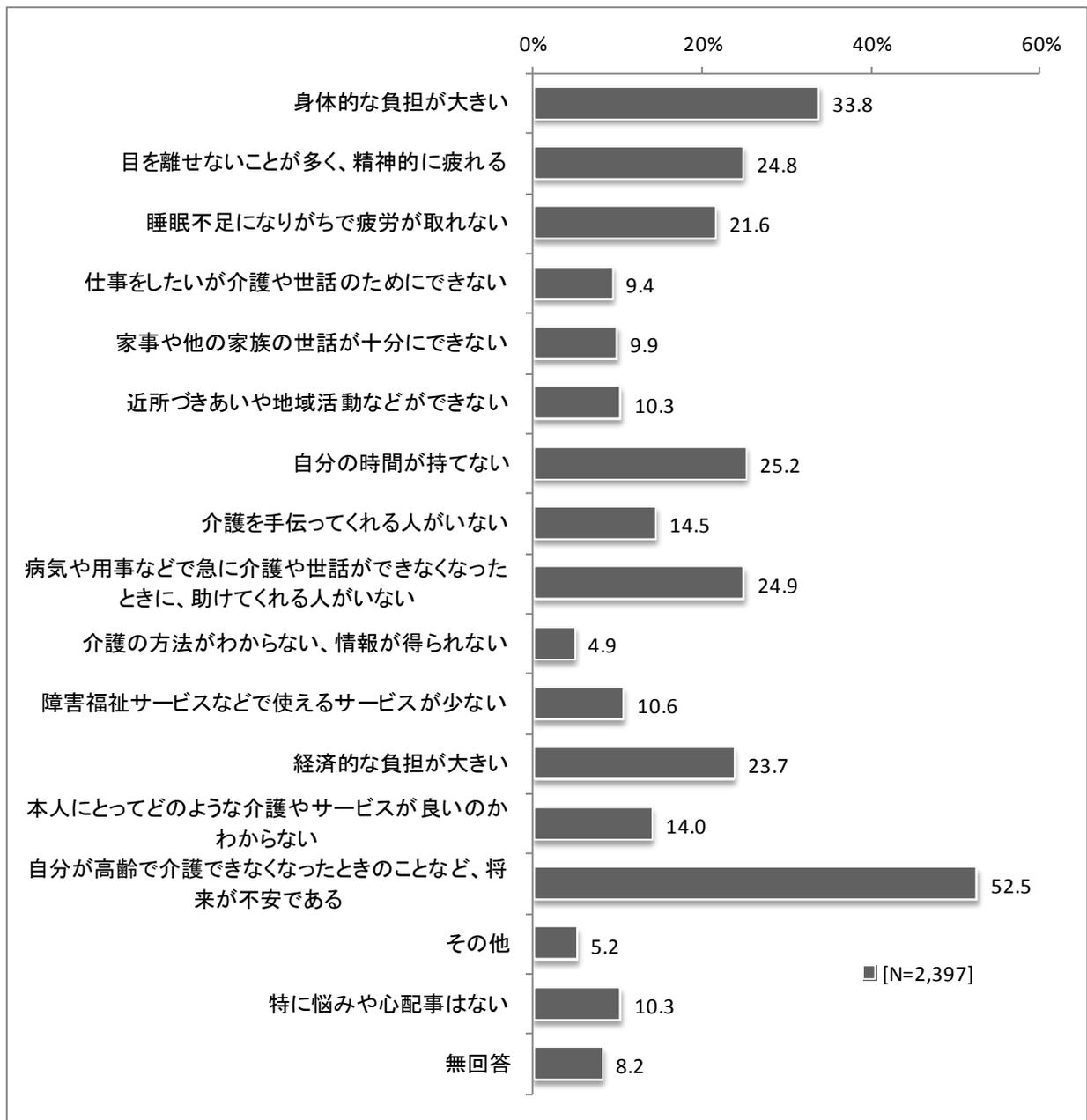


(介護者の状況)

◆家族介護者については、全体のほぼ半数が無回答（いない）となっています。一方、家族介護者の続柄は、「配偶者」が19.8%、「母親」が13.5%、「子ども」が8.8%等となっています。



◆介護者に、介護をするうえでの悩みや心配事を聞いたところ、「自分が高齢で介護できなくなったときのことなど、将来が不安である」が52.5%と最も高い割合であり、次いで、「身体的な負担が大きい」が33.8%、「自分の時間が持てない」が25.2%と続いています。



## 3 用語説明

### 【ア行】

#### ■アウトリーチ

支援の必要な人からの申し出を待つのではなく、支援する側から支援の必要な人に積極的に働きかけて、支援の実現をめざすこと。

#### ■アンテナショップ

新商品を試験的に売り出す小売店舗。消費者の反応を探るアンテナの働きをもつ。ここでは、障害者就労施設の授産製品を展示販売する店舗をさす。

#### ■エンパワメント

障害者が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。

### 【カ行】

#### ■基幹相談支援センター

各区に設置する区障害者基幹相談支援センターにおいて、身体・知的・精神の各障害の専門相談員を各区役所に複数配置するとともに、地域移行に係るコーディネーターを配置しながら、区域の障害者への相談や支援を実施している。

#### ■キャップハンディ

ハンディキャップという言葉の前後を入れ替えてつくられた言葉で、障害者の立場に入れ替わり、障害を疑似体験することで、障害の理解を深めてもらおうという活動。車いす体験や視覚障害体験、聴覚障害体験などを行う。

#### ■緊急通報システム

ひとり暮らしの重度身体障害者等が、急病や災害の緊急時にペンダント等で押しボタンのみの簡単な操作によって消防局に緊急事態（火災、救急等）を知らせるシステム。

#### ■クーリング・オフ

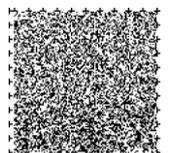
訪問販売や電話勧誘販売等で、いったん契約した場合でも、一定期間内であれば消費者が無条件で契約の解除ができる制度。

#### ■ケアマネジメント

保健・医療・福祉の専門家や機関等が協力しながら、ケアを必要としている人に適切なサービスが提供されるように調整等を行うこと。

#### ■健康福祉プラザ

障害者長期計画の基本理念である「障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生



き活きと輝いて暮らせる社会の実現」をめざし、堺市における障害者・児の社会参加、地域生活を支援するとともに、障害者と市民が交流を通じて相互理解を図ることを目的として、広域的・総合的な拠点として整備された堺市立の施設。平成 24 年 4 月に開所。以下の機関を有する複合施設である。所在地：堺区旭ヶ丘中町 4-3-1

(健康福祉プラザの機関)

健康福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民交流センター（文化芸術・レクリエーション事業、ボランティア養成・育成、授産活動支援等）</li> <li>・スポーツセンター（スポーツ・レクリエーション事業、障害者スポーツ振興事業等）</li> <li>・視覚・聴覚障害者センター</li> <li>・生活・リハビリテーションセンター</li> <li>・総合相談情報センター</li> <li>・障害者就業・生活支援センター（エマリス堺）</li> <li>・発達障害者支援センター</li> <li>・難病患者支援センター</li> </ul>
重症心身障害児施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害者（児）支援センター「ベルデさかい」</li> </ul>
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども相談所</li> <li>・障害者更生相談所</li> <li>・こころの健康センター</li> </ul>

■権利擁護サポートセンター

平成 25 年 4 月に開所。堺市社会福祉協議会が運営。認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人への権利侵害や財産管理に関する法律的な相談や、成年後見制度の利用など、市民や関係機関などに対して相談・支援を行う。

■校区福祉委員会

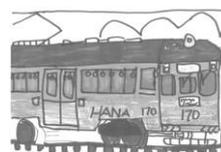
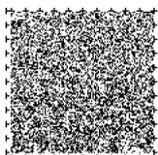
社会福祉協議会の内部組織として、主に小学校区を単位としてつくられた自主的な住民組織。地域の身近な福祉課題への対応やそのための活動などを目的とする自治会などの地域団体や、民生委員児童委員などの福祉団体、ボランティアグループ、老人クラブといったメンバーで構成されることが多い。

■国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）

「国連・障害者の 10 年」を記念し、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボル施設として、厚生労働省により建設。平成 13 年 9 月に開所し、事業運営受託者は、ビッグ・アイ共働機構で、障害者の芸術文化活動をはじめとする委託事業は年間 50 事業、多目的ホールなど約 15,000 人が利用している。所在地：堺市南区茶山台 1-8-1

■コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉ねっとワーカー）

地域（コミュニティ）において、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりによる支え合いを重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を調整して支援を必要とする人に



結びつけたり、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門人材のこと。

## ■コンテンツ

中身、内容という意味。文章や映像、音声といった情報媒体そのものではなく、その情報媒体により伝達する情報の中身のことを指す言葉。

## 【サ行】

### ■サービス等利用計画

障害者自身が希望する生活に向けて、さまざまなサービスや資源を結びつけ、サービス提供者と調整し、具体的な支援を記述した計画のこと。

### ■堺市安全まちづくり会議

平成 18 年 4 月より設置。市、警察、事業者、市民、地域団体等との協働により、犯罪を防止し地域の安全を確保する市民運動を展開することにより、市民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的に、犯罪を防止し地域の安全を確保するための協議を行っている。

### ■堺市消費者基本計画

堺市消費生活条例に定める消費者の権利の実現や消費者の自立支援を図るための施策について、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。平成 23 年度から平成 27 年度を期間としている。

### ■堺市スポーツ推進計画

市民の誰もが「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツを楽しむ環境を提供し、スポーツを通じて明るく元気で活力あるまち「スポーツタウン・堺」の実現をめざし、平成 24 年 9 月に策定。

### ■堺市地域防災計画

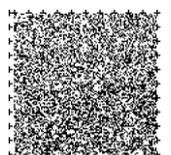
平成 24 年 6 月改定「災害対策基本法」第 42 条（市町村地域防災計画）及び「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第 6 条（推進計画）の規定に基づき、堺市防災会議が策定する計画。堺市域に係る災害に関し、堺市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

### ■事業継続計画（BCP）

災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。（BCP＝business continuity plan）

### ■指定避難所

災害時の避難場所として市が指定した避難所。市立小中学校を中心に、風水害時に開設する 109 か所と、地震災害時に開設する 162 か所が指定されている（平成 25 年 4 月時点）。



### ■障害者週間

障害についての理解を深め、障害者福祉の増進を図るため、毎年12月3日（国際障害者デー、障害者基本法の公布日）から9日（障害者の日）までの一週間が「障害者週間」と定められている。

### ■障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づき、就職を希望する障害者、あるいは在職中の障害者が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面および生活面の一体的な支援を行う。都道府県知事が指定し、全国318か所に設置（平成25年8月時点）。堺市では、平成16年4月より障害者就業・生活支援事業を実施し、同年12月に堺市障害者就業・生活支援センターを開設。

### ■障害者スポーツ・レクリエーション大会

障害者がスポーツを通じて体力の維持増強、相互の親睦と交流を図ることを目的として、昭和51年度より、開催障害者団体やボランティア団体等から選出された委員で構成された堺市障害者スポーツ・レクリエーション大会実行委員会により運営されている。

### ■障害者スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会の選手選考会を兼ね、政令指定都市に移行した平成18年度より開催している。障害者がスポーツを親しみ、スポーツの楽しさを体験しながら競技力を向上させるとともに、障害者の自立と社会参加の促進を目的として実施。

### ■障害者優先調達推進法・障害者優先調達推進法による調達方針

障害者優先調達推進法は平成25年4月より施行。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。

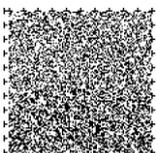
障害者優先調達推進法による調達方針は、市が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することで、障害者就労施設等が供給する物品等に対する市全体の需要の増進を図ることを目的に、市が業者から物品等を調達するにあたっての基本方針適用の範囲、調達を推進する物品等、庁用品、各種記念品、食料品、印刷、清掃、郵便物の封入など、障害者就労施設等が供給可能な物品や役務等に対し、調達目標を定め、調達の推進方法等を定める（平成25年11月策定）。

### ■消費者基本計画

消費者基本法が平成16年に施行されたことを受け、平成17年度から平成21年度までを期間とし、消費者利益の擁護・増進に関する重要課題に政府全体として計画的・一体的に取り組むにあたっての基本方針を定めた計画。第2期として、平成22年4月の消費者安全法の施行を受け、平成22年度から平成26年度を期間とする新計画が定められている。

### ■消費生活専門相談員

国民生活センターにより実施される公的資格を有する相談員。商品やサービスの契約トラブルなど、消費生活に関する消費者からの苦情や問合せを受け付け、公正な立場で相談対応や問題の解



決を図る。

#### ■ジョブコーチ

「職場適応援助者」の別称で、障害者が一般の職場で就労するにあたり、障害者・事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に向けたきめ細かな人的支援を提供する専門職。障害者の職場適応を図り、障害者の雇用の促進及び職業の安定を目的としている地域障害者職業センター、障害者の就労支援を行う社会福祉法人等又は障害者を雇用する企業に配置されている。

#### ■自立支援協議会

障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者など、障害者福祉の関係者が幅広く参加して設置される会議体。堺市では、地域での相談に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たすことを目的に、堺市障害者自立支援協議会設置規約に定め、平成19年3月に設置された。

#### ■精神障害者社会適応訓練事業

精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図り、精神障害者の社会復帰を図ることを目的とし、精神保健福祉法に平成7年度より定められたもの。堺市では、政令指定都市の移行に伴い、平成18年度より実施。平成24年度の法改正により、本事業は同法から削除されたが、本市では精神障害者の社会復帰支援として継続実施している。

#### ■精神障害者地域交流運動会（ハッスル運動会）

平成元年、ソーシャルハウスさかいが中心となり、地域との交流を目的とした運動会を開催。回数を重ねる中で参加団体や参加人数が増え、平成9年にはソーシャルハウスさかいと堺市との共同開催となる。平成15年からは実行委員会形式での実施開催場所は大泉緑地、大仙公園と変遷し、平成22年からはJ-GREEN堺（堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター）での開催となった。

#### ■成年後見制度

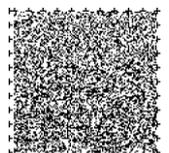
障害者等で判断能力の不十分な人に対して、本人の意思を尊重し法律行為の同意や代行などの支援を行う援助者（後見人・補佐人・補助人）を選任する。制度家庭裁判所によって選ばれる法定後見制度と、あらかじめ本人が任意後見人を選び契約しておく任意後見制度がある。

#### ■全国障害者スポーツ大会

第56回国民体育大会から創設された障害者のスポーツ大会で、主催は厚生労働省・日本障害者スポーツ協会・開催地の都道府県・政令指定都市。

#### ■相談支援専門員

障害者の相談に応じ、助言や連絡調整など必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行う。



【夕行】

■地域障害者職業センター

障害者雇用促進法に基づき、専門的な職業リハビリテーションを実施し、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言・援助等を行う機関として位置づけられ、職業リハビリテーションの専門家として障害者職業カウンセラーが配置されている。障害者職業総合センター、広域障害者職業センター、地域障害者職業センターの3つがあり、全国47都道府県に設置。大阪府内には、大阪障害者職業センター（大阪市中央区）と南大阪支所（堺市北区）がある。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置運営。

■地域生活定着支援センター

刑務所等の矯正施設を出所し、障害や高齢のために福祉的な支援を必要とする人に対し、出所後すぐに福祉サービス等につなげるために設置されている支援機関（各都道府県に1か所）。

■地域包括支援センター

介護保険法に定められた機関で、地域住民の保健・福祉・医療の向上、高齢者の虐待防止や介護予防マネジメントなどを総合的に行う中核機関として各市町村に設置される。堺市では21か所の地域包括支援センターと7か所（各区）の基幹型包括支援センターが設置されている。

■通級指導教室

比較的軽度の障害のある児童・生徒を対象に、教科別の指導は在籍する通常の学級で行い、障害の状況に応じた自立活動などの特別の指導を別の場所で行う教育形態。

【ナ行】

■日常生活自立支援事業

障害者等で成年後見制度を利用するほどではないが、判断能力に不安のある人が地域において自立した生活が送れるよう、日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用契約、行政手続きなどの生活支援を行うサービス。

■ノンステップバス

バスの床面を低くし、乗降時の路面との段差（ステップ）をなくしたバス車両のこと。

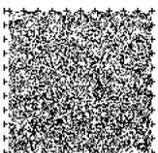
【ハ行】

■発達障害啓発週間

発達障害についての理解を深め、発達障害に関する福祉の増進を図るため、毎年4月2日（世界自閉症啓発デー）からの一週間が「発達障害啓発週間」とされている。

■発達障害児等巡回相談

発達障害児等に対する校内指導体制の充実を図るため、発達障害等に関する専門的な知識・技能を有する大学教授等の専門家により、学校への巡回相談を行い、児童・生徒への指導方法や配慮すべき内容等の助言を行う。



### ■ピアカウンセリング/ピアサポーター

ピアとは仲間という意味。障害など同じ背景を持つ人同士が、対等な立場で話を聞きあったり、助言や援助しあったりする活動。また、そのような活動をする人のこと。

### ■避難行動要支援者

災害時に、避難や情報入手などの一連の行動をとるのに支援を要する人で、災害時に優先的に安否確認するなど援護の対象となる人。主に障害者や高齢者等が想定されている。

### ■福祉避難所

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、指定避難所での生活が困難だが、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するには至らない程度の在宅の要援護者を対象に、バリアフリー化などの配慮がされた避難所。市内の高齢者施設、障害者施設等 73 か所を指定（平成 25 年 3 月末時点）。

### ■法定雇用率

障害者雇用促進法に基づき、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率以上になるよう義務づけられた割合。平成 25 年 4 月 1 日現在の法定雇用率は、民間企業 2.0%、国・地方公共団体等 2.3%、都道府県等の教育委員会 2.2%。なお、精神障害者については法律上の雇用義務はないが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされる。平成 30 年度には、算定基礎の見直しと、算定基礎の対象に精神障害者が追加される。

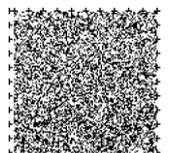
### ■保護観察所

法務省の地方機関で、仮釈放や保護観察付の刑執行猶予となった人などの保護観察を行う機関。刑務所等退所者の職の斡旋や、受入れにあたっての環境調整なども行う。

### 【ヤ行】

### ■ユニバーサルデザイン

障害の有無に関わらず、すべての人に使いやすいようにはじめから意図してつくられた施設や製品、情報、環境などのデザインのこと。障害のみならず、文化や言語、性別、年齢といった差異も含めて「すべての人に使いやすい」とされる。バリアフリー化が障壁を除去して使いやすいとするという考え方なのに対し、ユニバーサルデザインは最初から万人に使いやすいものを設計するという思想に基づく。



## 4 計画策定体制および策定経過

### ①堺市障害者施策推進協議会条例

昭和49年4月10日 条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、堺市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という）の組織及び運営について必要な事項を定める

(組織)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する

(1)関係行政機関の職員

(2)学識経験を有する者

(3)障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

(4)前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とするただし、再任を妨げない

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

4 第7条第1項の規定により臨時委員を置いた場合において、同項の特別の事項について会議を開くときは、前2項の規定の適用については、臨時委員を委員とみなす

(専門部会)

第6条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる

(臨時委員)

第7条 市長は、特別の事項を調査し、及び審議するため必要があると認めるときは、協議会に臨時委員を置くことができる

2 臨時委員は、市長が委嘱する

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解嘱されたものとする

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める

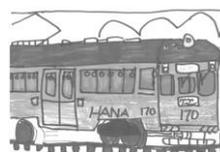
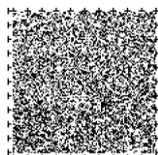
附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間に、第2条第2項の規定により新たに任命され、又は委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする



## ②堺市障害者施策推進協議会規則

平成25年3月28日 規則第94号

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市障害者施策推進協議会条例（昭和49年条例第22号以下「条例」という）第9条の規定に基づき、堺市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という）の組織及び運営について必要な事項を定める（会議の公開等）

第2条 協議会の会議（以下「会議」という）は、公開するものとするただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる

- (1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について審議するとき
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき
- 2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める

(会議録)

第3条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員及び臨時委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(専門部会)

第4条 専門部会（以下「部会」という）は、会長が指名する委員又は臨時委員（以下「部会員」という）で組織する

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、当該部会に属する部会員の互選によりこれを定める

- 2 部会長は部会の会務を掌理し、部会における審議状況及びその結果を協議会に報告するものとする
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員が、その職務を代理する

(部会の会議)

第6条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない
- 3 部会の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(関係者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる

(部会への準用)

第8条 第2条及び第3条の規定は、部会について準用する場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「出席委員」とあるのは「出席部会員」と、「委員及び臨時委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする

(守秘義務)

第9条 協議会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないその職を退いた後も同様とする

- 2 第7条及び条例第8条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない

(庶務)

第10条 協議会（部会を含む次条において同じ）の庶務は、障害施策推進課において行う

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める

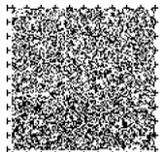
附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する

(経過措置)

- 2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる部会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、会長が行う



### ③堺市障害者施策推進協議会 委員名簿 (五十音順 敬称略)

■本体会議委員 30名

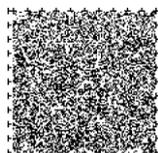
◎会長 ○職務代理人

(平成25年7月5日現在)

氏名	所属団体等
東 奈央	大阪弁護士会
荒木 雅信	学校法人浪商学園 大阪体育大学体育学部 教授
井上 隆	堺市社会福祉施設協議会 児童部部長
上野 紀美	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会 理事
岡村 隆行	地方独立行政法人堺市立病院機構市立堺病院 小児科部長
小田 多佳子	特定非営利活動法人ぴーす理事長
菊池 みゆき	堺公共職業安定所 所長
木下 ソデ子	一般財団法人堺市人権協会/部落解放堺地区障害者(児)を守る会 副会長
黒木 英明	総合相談情報センター 所長
酒井 佐枝子	国立大学法人大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所 准教授
阪田 昌英	一般社団法人堺市歯科医師会 副会長
高松 義蔵	堺のびやかクラブ 会長
武南 千賀子	精神障害者地域支援連絡協議会 代表
辻 一	ビッグ・アイ共同機構国際障害者交流センター 館長
中内 福成	堺障害フォーラム 代表
中村 健介	一般社団法人堺市医師会 副会長
中村 孝二	社会福祉法人堺市社会福祉協議会 副会長
納谷 保子	堺脳損傷協会 会長
○狭間 香代子	学校法人関西大学 人間健康学部 教授
藤本 太	特定非営利法人堺障害者団体連合会 理事長
前田 伸一	堺市障害者自立支援協議会 障害当事者部会 部会長
松林 利典	堺市障害者就業・生活支援センター「エマリス堺」センター長
松久 眞実	学校法人プール学院大学短期大学部幼児教育保育学科 講師
三田 優子	公立大学法人大阪府立大学 地域保健学域 准教授
◎守屋 國光	学校法人城南学園 大阪総合保育大学大学院 児童保育研究科教授
保井 之子	堺市発達障害者支援センター 所長
山内 時彦	大阪府立堺支援学校 校長
山口 前子	堺市立第1・第2もず園 園長
山田 摩利子	一般社団法人堺市医師会 会員
山本 正幸	大阪府立堺聴覚支援学校 校長

■臨時委員 6名

氏名	所属団体等
小村 和子	堺市中途失聴・難聴者協会 理事
谷奥 大地	堺市就労移行支援事業所連絡会 幹事
土屋 久美子	堺市視覚障害者福祉協会 理事
妻沼 和彦	堺市ろうあ者福祉協会 会長
野村 博	堺・自立をすすめる障害者連絡会 副代表
丸野 照子	堺市障害者自立支援協議会障害当事者部会 副部会長



■障害者長期計画専門部会 委員名簿

「権利擁護」専門部会

◎部会長 ○副部会長

(本会議委員)	
大阪弁護士会	東 奈央
一般財団法人堺市人権協会/部落解放堺地区障害者(児)を守る会 副会長	木下 ソデ子
堺のびやかクラブ 会長	高松 義蔵
精神障害者地域支援連絡協議会 代表	武南 千賀子
社会福祉法人堺市社会福祉協議会 副会長	中村 孝二
学校法人関西大学 人間健康学部 教授	○狭間 香代子
堺市障害者自立支援協議会 障害当事者部会 部会長	前田 伸一
公立大学法人大阪府立大学 地域保健学域 准教授	◎三田 優子
(臨時委員)	
堺市中途失聴・難聴者協会 理事	小村 和子
堺市視覚障害者福祉協会	土屋 久美子
堺市ろうあ者福祉協会 会長	妻沼 和彦
堺市障害者自立支援協議会障害当事者部会 副部会長	丸野 照子

「地域生活」専門部会

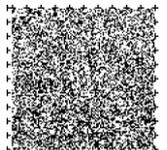
◎部会長 ○副部会長

(本会議委員)	
堺市社会福祉施設協議会	井上 隆
特定非営利活動法人堺障害者団体連合会 理事	上野 紀美
特定非営利活動法人びーす理事長	小田 多佳子
総合相談情報センター 所長	黒木 英明
堺障害フォーラム 会長	中内 福成
一般社団法人堺市医師会 副会長	中村 健介
一般社団法人堺市歯科医師会 理事	中村 好孝
堺脳損傷協会 会長	納谷 保子
学校法人関西大学 人間健康学部 教授	◎狭間 香代子
学校法人城南学園 大阪総合保育大学大学院 児童保育研究科教授	○守屋 國光
堺市立第1・第2もす園 園長	山口 前子
一般社団法人堺市医師会 会員	山田 摩利子
(臨時委員)	
堺・自立をすすめる障害者連絡会 副代表	野村 博

「就労・共生社会」専門部会

◎部会長 ○副部会長

(本会議委員)	
学校法人浪商学園 大阪体育大学体育学部 教授	荒木 雅信
堺公共職業安定所 所長	菊池 みゆき
ビッグ・アイ共同機構国際障害者交流センター 館長	辻 一
特定非営利法人堺障害者団体連合会 理事長	藤本 太
堺市障害者就業・生活支援センター「エマリス堺」センター長	松林 利典
公立大学法人大阪府立大学 地域保健学域 准教授	○三田 優子
学校法人城南学園 大阪総合保育大学大学院 児童保育研究科教授	◎守屋 國光
堺市発達障害者支援センター 所長	保井 之子
大阪府立堺支援学校 校長	山内 時彦
大阪府立堺聴覚支援学校 校長	山本 正幸
(臨時委員)	
堺市就労移行支援事業所連絡会 幹事	谷奥 大地



## ④堺市障害者施策推進委員会要綱

(設置)

第1条 本市における障害者施策に係る計画の策定、当該施策の総合的かつ効果的な推進等について協議を行い、及び関係部局との連絡調整を図るため、堺市障害者施策推進委員会（以下「委員会」という）を置く

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する

2 委員長は健康福祉局長の職にある者を、副委員長は障害福祉部長の職にある者を、委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときはその職務を代理する

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない

(部会)

第5条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長がこれらを指名する

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における協議の状況及びその結果を委員会に報告するものとする

5 第3条第2項及び前条の規定は、部会について準用する場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする

(作業部会)

第6条 委員長は、委員会の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、作業部会を置くことができる

2 作業部会は、委員長が指名する職員で組織する

3 作業部会は、その運営の状況及び結果について委員会に報告しなければならない

(幹事会)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に幹事会を置く

2 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる

3 幹事は、委員を補佐し、障害者施策に係る計画の策定及び推進について、関係部局における連絡調整に当たるものとする

4 幹事会の会議は、委員長が招集し、主宰する

(関係者の出席等)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員会（部会、作業部会及び幹事会を含む以下同じ）の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、障害施策推進課において行う

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める

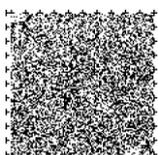
附 則

この要綱は、昭和55年12月1日から施行する

(中略)

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する

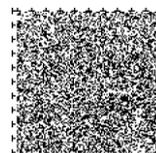


別表1

委員会委員
広報部長
企画部長
危機管理室長
行政部長
財政部長
契約部長
市民生活部長
人権部長
男女共同参画推進担当部長
同和行政担当部長
スポーツ部長
文化部長
生活福祉部長
長寿社会部長
健康部長
子ども青少年育成部長
子ども相談所長
商工労働部長
都市計画部長
交通部長
都市整備部長
住宅部長
建築部長
開発調整部長
道路部長
公園緑地部長
警防部長
教育委員会事務局総務部長
学校教育部長
選挙管理委員会事務局長

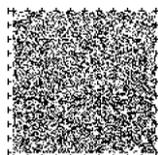
別表2

幹事会委員
広報課長
政策企画担当課長
危機管理担当課長
総務課長
財政課長
調達課長
市民人権総務課長
消費生活センター所長
生涯学習課長
人権推進課長
男女共同参画推進課長
同和行政課長
スポーツ推進課長
文化課長
健康福祉総務課長
保険年金管理課長
保険徴収医療課長
高齢施策推進課長
障害施策推進課長
障害者支援課長
障害者更生相談所長
健康医療推進課長
精神保健課長
こころの健康センター次長
保健医療課長
子ども育成課長
子ども家庭課長
育成相談課長
雇用推進課長
都市政策課長
交通政策課長
公共交通課長
都市整備推進課長
住宅まちづくり課長
建築監理課長
建築安全課長
建築指導課長
道路計画課長
公園緑地整備課長
警防課長
教育政策課長
教務課長
選挙管理委員会事務局次長



## ⑤策定経過

日付	会議名	検討項目内容
平成25年 6月20日	第1回 障害者施策推進協議会	会長及び職務代理人選出について 障害者基本法、障害者施策推進協議会条例並び に障害者施策推進協議会規則について 専門部会の設置について 第4次障害者長期計画の策定に関する検討の進 め方について 第4次障害者長期計画の検討項目について 専門部会の委員のグループ分けについて 会議日程について
7月4日	第1回「権利擁護」専門部会	部会長及び職務代理人選出について 第4次障害者長期計画施策体系図について
7月18日	第1回「地域生活」専門部会	第4次障害者長期計画策定ロードマップについ て
7月18日	第1回「就労・共生社会」専門部会	本部会で検討すべき項目について 会議の進め方について
9月5日	第2回「権利擁護」専門部会	「障害者虐待防止、差別禁止、成年後見制度を 含めた権利擁護」について
9月19日	第2回「地域生活」専門部会	「医療・リハビリテーション、介護、保健、療 育施策の充実」について
9月19日	第2回「就労・共生社会」専門部会	「社会参加・地域社会における共生」について
10月3日	第3回「権利擁護」専門部会	「障害の理解・啓発」について
10月17日	第3回「地域生活」専門部会	「暮らしの場の整備」について
10月17日	第3回「就労・共生社会」専門部会	「インクルーシブ教育システム構築のための特 別支援教育、障害の理解を進める教育の推進」 について
11月7日	第4回「権利擁護」専門部会	「情報提供の充実・司法手続きへの配慮」につ いて
11月21日	第4回「地域生活」専門部会	「手当等や減免制度の推進」について 「暮らしの場の整備」について
11月21日	第4回「就労・共生社会」専門部会	「文化芸術活動、スポーツ並びにレクリエーシ ョンの推進」について
12月5日	第5回「権利擁護」専門部会	「消費者としての障害者の保護の推進」につい て
12月19日	第5回「地域生活」専門部会	東日本大震災被災地視察報告について 「防災及び防犯の推進」について
12月19日	第5回「就労・共生社会」専門部会	「就業の機会確保、優先雇用並びに安定雇用の 促進」について



日付	会議名	検討項目内容
平成26年 1月9日	第6回「権利擁護」専門部会	「投票所の施設又は設備の整備」について
1月16日	第6回「地域生活」専門部会	「相談支援体制の充実・障害者の家族への支援」について
1月16日	第6回「就労・共生社会」専門部会	「公共的施設のバリアフリーの推進（ユニバーサルデザイン）」について
3月20日	第2回 障害者施策推進協議会	第4次障害者長期計画素案について

## 東日本大震災被災地視察

### （目的）

災害発生時における障害者への避難支援等について、被災を受けた地域において、先駆的に取り組んでいる自治体の取り組みを参考にしながら、本市の施策に反映させることを目的に、東日本大震災被災地への視察を実施

### （訪問先）

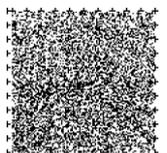
仙台市 健康福祉局 健康福祉部 障害企画課  
 仙台市 太白区障害者福祉センター  
 南三陸町 保健福祉課

### （視察日程）

平成 25 年 10 月 31 日～11 月 2 日

### （ヒアリング項目）

- 災害発生時
  - ・ 障害者の避難状況、課題
- 災害発生後（発生後 3 日以降）
  - ・ 福祉避難所における障害者への支援状況、課題
  - ・ 障害者支援としてのボランティア等の受入れや活動状況、課題
  - ・ 要援護者名簿の活用、課題
- 復旧・復興（発生後 1 年以降）
  - ・ 障害者の生活再建の状況、課題
  - ・ 要援護者名簿の活用に向けた今後の取り組み



## 5 根拠法および関連法

### ①差別の解消と権利擁護

#### 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抜粋）

（障害者に対する虐待の禁止）

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない

#### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

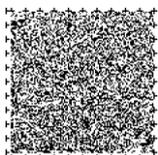
第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という）を定めるよう努めるものとする

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない



(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という)を組織することができる

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる

- 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

障害者基本法 (抜粋)

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない

(障害者週間)

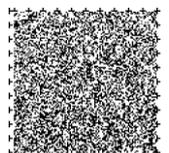
第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける

2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない



2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない

(消費者としての障害者の保護)

第二十七条 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない

2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない

(選挙等における配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない

## ②地域生活

### 障害者基本法（抜粋）

(医療、介護等)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない

3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない

4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない

5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない

6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない

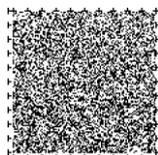
7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない

(年金等)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない

(療育)

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない



2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない

(住宅の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない

(相談等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない

2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする

(経済的負担の軽減)

第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない

(防災及び防犯)

第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない

(司法手続における配慮等)

第二十九条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない

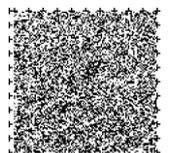
### ③社会参加、教育、就労、まちづくり

#### 障害者基本法 (抜粋)

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない

- 1 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
- 2 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 3 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること



(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない

(職業相談等)

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない

2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない

3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない

(雇用の促進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない

3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない

(公共的施設のバリアフリー化)

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む次項において同じ)その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない

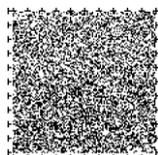
2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない

4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない

(文化的諸条件の整備等)

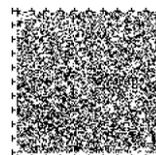
第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない

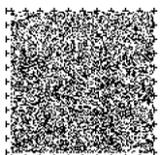


【障害者に関するマーク】

名称	概要
障害者のための国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。
身体障害者標識 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
聴覚障害者標識 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
視覚障害者のための国際シンボルマーク 	視覚障害者のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。
オストメイトマーク 	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。
ハート・プラス マーク 	「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

(内閣府ホームページより転載)







**第4次堺市障害者長期計画  
(平成27年度～35年度)**

平成27年3月発行

発行 堺市健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7818

FAX 072-228-8918

堺市行政資料番号 1-F5-14-0298

